

デイヴィド・リカードウの
救貧論と貯蓄銀行

渡 会 勝 義

目 次

1	リカードウの時代の貧困問題と貯蓄銀行	1
2	貧困とその救済の思想	3
2-1	ペイリーの救貧法擁護論	3
2-2	ベンサムの効率的救貧論	4
2-3	マルサスの救貧法廃止論	7
3	救貧法改正への動き ― 下院救貧法特別委員会とスタージス-ボーンの改革	10
3-1	下院救貧法特別委員会報告（1817年）	11
3-2	スタージス-ボーンの改革	16
4	リカードウの救貧論	17
4-1	救貧法の影響とその廃止の結果の認識	17
4-2	マルサスとの相違点	21
4-3	貧困問題へのリカードウの取り組み	23
5	貯蓄銀行の成立とその思想	25
5-1	3つのモデル	26
5-2	貯蓄銀行に対する批判	31
6	リカードウの貯蓄銀行論	34
6-1	貯蓄銀行の評価	34
6-2	非排除条項	36
6-3	貯蓄銀行の預金者	40
6-4	利子率と元本の国家保証	42
6-5	議論のまとめ	45
7	リカードウの救貧論が目指したもの	46
注		48
付録		52
参考文献		56

1 リカードウの時代の貧困問題と貯蓄銀行

リカードウが経済発展に主たる関心を抱いていたことは確かであるが、同時に彼は産業革命が進むなかで増大してきた貧困問題にも関わっていたことは意外に知られていない。出版されたものでは『経済学および課税の原理』において救貧法にわずかにふれているのみで、リカードウの貧困問題への関心はあまり表面には現れていない。しかし、リカードウは貧民のための貯蓄銀行の設立と運営に積極的に関わったし、また自らの費用で貧民の子弟のための学校を設立し運営していたのである。貯蓄銀行についてはリカードウはトラワとのあいだの書簡でかなりの議論をしているのに対して、貧民の子弟の教育については書簡のなかでごく簡単にふれているにすぎず、この面でのリカードウの思想を知る資料は現在のところほとんどないのである。本稿では、貯蓄銀行についてのリカードウの議論を中心として検討し、リカードウの貧困問題についての考え方を明らかにしたい。

まず貯蓄銀行をめぐる議論の背景について簡単に説明する。イングランドにおける救貧法 (Poor Laws) は1601年のエリザベス救貧法でまとまった形をとったといわれ、これが1834年に新救貧法が成立するまで基本法として存在した。エリザベス救貧法は、両親が扶養しえない児童の(徒弟)就業、労働能力をもつすべての貧困者の就業、労働能力をもたない貧困者の救済を主要内容としている。1662年の居住法 (Law of Settlement) は、年家賃10ポンド未満(週4s.の家賃で年間約£10.4になる)の借家に住む他教区からの来住者について40日以内に、教区の負担となりそうな者の送還を命ずる権限を治安判事に与えた。1722年のナッチブル法は、ワークハウスへの収容を救済の条件としたが、1782年のギルバート法では労働能力のある貧民に対するワークハウス外での扶助が認められ、1795年のウィリアム・ヤング法はナッチブル法のワークハウス条項を排し、就業者への賃金補填を内容とするスピーナムランド制を事実上承認した⁽¹⁾。このような救貧法と救貧政策の温情主義的な方向での展開と、特に1795-6年、1799-1801年に顕著に見られた農業の不作による穀物価格の高騰、そして不況の影響が結びいた結果、1790年代からナポレオン戦争後の1818年頃にかけては救貧税と救貧支出の急激な膨張が生じ、救貧法廃止論が高まった⁽²⁾。

公的な救貧は時代によっても変化があるし、地域によっても一様ではなかったし、また議会による法律に必ずしも従ったわけではないので、単純な議論はできないが、エリザベス救貧法を基本法とする旧救貧法の下での貧困の公的な救済は、イングランドでは19世紀初頭にはおおよそ次のように行われていた。個々の教会を中心とする教区 (parish) を単位として教区内の貧民を救済するために、教区内の土地・建物等目に見える財産の占有者(所有者というよりも利用者)から救貧税 (poor rates) を徴収する。救貧税を直接負担するのは地主というよりも、借地農業者、商人、事業者など、むしろ資本家であった。ただし地主階級は救貧税の負担が地代に転嫁されるとして不満をもっていた。貧民救済の実務

に当るのは、教区内の有力戸主から選ばれた貧民監督官 (overseers of the poor) である。貧民監督官は無給で1年任期である。教区会 (vestry) が候補者を推薦し、治安判事 (justice of the peace) が貧民監督官を任命する。治安判事は、貧民監督官により救済を拒否された貧民から訴えがあるとき、貧民監督官から事情を聴取し必要と認めた場合には、貧民監督官に対して救済を命ずることができる。したがって治安判事の個性によって、救済が気前良く与えられるかどうか左右されたといってもよい。初期においてはワークハウス内での救済を原則としていたが、大部分の教区は人口千人未満であって人口200人程度の小さな教区もあり (1831年の時点でイングランドおよびウェイルズの教区の数約15,000, そのうち人口300人未満の教区が6,681, 300-800人の教区が5,353であったという) (Webb, 1927, p.156n.), またワークハウスへ収容しての救済は必ずしも経済的でないところから、ワークハウス外での救済が行われるようになった。エリザベス法では労働能力者はすべて就業させることになっていたが、それは必ずしも実現可能ではなく、次第に労働能力者で仕事についていない者の救済も行われるようになり、1790年代には雇用されていても賃金が家族を扶養するのに十分でない場合にも、生活費の不足分を救貧税から補填する、いわゆるスピーナムランド制度が行われるようになった。公的な貧困救済が教区を行政単位として行われていたところから、教区が誰を救済しなければならないかということが問題となった。居住法 (Law of Settlement) は、人々が居住し救済を受けることのできる教区を確定するものであった。ある教区にひとがいて生活できなくなった場合、もしその教区に居住権をもっていなければ、居住権をもつ教区に送還されたのである。

上に見た19世紀初頭における救貧税の膨張を背景とする救貧法廃止論の高まりのなかで、労働者の自立をうながし救貧税の膨張を抑制するのに役立つものとして貯蓄銀行が1810年代にイギリス各地に設立され、貴族や資産家が設立し役員となり、無給でその運営に携わった。そうした貯蓄銀行を公式に承認し保護を与える法律が1817年に成立すると、貯蓄銀行の数は急激に増加し、無視できない存在となったのである⁽³⁾。この貯蓄銀行法が成立する前後には、貯蓄銀行の是非をめぐる議論が盛んに行われ、多くのパンフレットが出版された。リカードも、金融に関する専門的知識をもって、貯蓄銀行の設立と運営に積極的に関わるとともに、貯蓄銀行をめぐる諸問題を論じたのである。

いままで蓄積された膨大なリカード研究のなかで、リカードの貧困問題への取り組みを取り上げたものはほとんどなく、貯蓄銀行をめぐる議論を対象としたものとしてはわずかに J.P.ヘンダーソンの簡単な論文がある程度である (Henderson, 1984)。以下では、リカードの貧困についての議論をできるだけ集め、特に書簡での貯蓄銀行をめぐる議論を中心として、リカードの救貧論の特色と当時の議論の中でのその位置を明らかにすることにつとめる。

2 貧困とその救済の思想

産業革命が進行し富が増大していくなかで皮肉なことに、貧困もまた増大していった。特に18世紀末から19世紀初頭のイングランドにおいては、穀物の不作とナポレオン戦争による大陸からの穀物輸入の制限の影響とが重なり、穀物特に小麦の価格の高騰が労働者の生活を圧迫したことから貧困が増大し、救貧支出と救貧税が急激に増大した。こうした状況のもとで救貧法廃止論が高まり、救貧法をめぐるはげしい論争が展開された。この時期にあった貧困の公的救済をめぐる考え方をみることにする。

救貧法に対する考え方を大きく分類すると、3つの立場があったと言ってもよい。第1の立場は、救貧法を擁護し貧民の救済を受ける権利を認める考え方である。第2の立場は、公的救済の必要は認めるが、救済の実行の効率性を追求するため、貧民の管理を考える。第3の立場は、公的救済の有害な影響を強調し、救貧法の廃止を主張する考え方である。以下、第1の立場についてはW.ペイリー、第2の立場についてはJ.ベンサム、第3の立場についてはT.R.マルサスによって代表させ、それぞれの救貧思想を検討する。

2-1 ペイリーの救貧法擁護論

18世紀末においてもっとも体系的な救貧法肯定論を展開したのは、ペイリー William Paley である。ペイリーは著名な神学者であり、ケンブリッジ大学で道徳哲学を講義し、後にはイギリス国教会副監督 Archdeacon となった人物である⁽⁴⁾。彼の著作、なかでも『道徳および政治哲学原理』(*The Principles of Moral and Political Philosophy*, 2vols, 1787)は大学の教科書として広く使われ、社会の上層階級に大きな影響を与えた。社会の上層階級は地主層であり、多くの政治家はこの階層出身であったから、ペイリーの思想は現実の政策に影響力をもちえたのである⁽⁵⁾。

この著作のなかでペイリーは公的な救貧の必要性を主張し、その根拠を説明している。ペイリーによれば、「貧困者は自然の法にもとづく要求権をもっている。」というのは、最初はすべてのものが共有であったが、「各人が彼の生存に十分なものを残されるかあるいはそれを獲得する手段を残されるという期待および条件の下に」、この共有ファンドからの分離が同意され、それを神が承認したからである (Paley, Vol.I, p.246)。

私有財産と人々の生存の関係についてのペイリーの基本的な考えは、次の通りである。すなわち、私有財産は「神の意志と整合的な」場合に、権利として承認される。神の意志は、大地の生産物は人間の生命の維持に用いられなければならないことを命じている。神のこの意志は、財産権を確立することによってのみ実現される。したがって法律によって財産権を規定することは、神の意志に反しない。財産の分割の不平等も、神の意志に反しないかぎりでのみ認められる。財産の分割によって生存を脅かされる人々がいる場合、そ

の財産の分割の不平等は神の意志に反して行われているのであるから、修正される必要があるということになる (pp.246-7)。

貧困者の救済のための課税は、一見すると財産権の侵害と見なされるが、神の意志に反していきすぎた財産の分割の不平等の修正にすぎないのであり、人間の生命の維持という神の意志の実現のために必要なことと見なされる。「財産が最初に制度化されたとき、この制度は、いかなる人をも破壊するように作用することは意図されていなかった。したがって、そうした破壊が起こるであろう時には、財産へのすべての配慮は優先されない。」 (p.103)

ペイリーによれば、大地の生産物の浪費と不適切な使用は、神の意志に反する。生命の維持を脅かされる貧困者の救済のためには私的な慈善が必要であるとしても、課税による公的な救済を否定することはできないのである。

「貧民の面倒をみることは、この明らかな理由、すなわち富者は自分自身の面倒をみることができるという理由によって、すべての法律の目的でなければならない。この国の法律によって、無能力者の救済、勤勉な貧民の保護と奨励のために、多くのことがなされてきたし、またより多くのことがなされるであろう。救貧法の状態と作用についての観察を集めることを試みる人、そして彼が観察する救貧法の不完全さと乱用に対する解決策を考える人、これらの解決策を議会における立法に集約する人、議論あるいは影響力によってそれらの法案を2つの立法府を通過させる人、あるいは救貧法をもっとも実行に移しそうな人に彼の考えを伝える人はすべて、その幸福が決して無視できない部分をなしている非常に多数からなる社会の1階級を取り扱っているのである。このように用いられる研究と活動は、言葉のもっとも価値のある意味での慈善なのである。」 (pp.241-2)

以上のようにペイリーは私的な慈善の必要性を強調しつつも、公的な貧困救済の必要性を擁護した。このペイリーの救貧法擁護論は、19世紀初頭に救貧法廃止論が高まるなかで、それに対抗する思想として大きな影響力をもったのである。

2-2 ベンサムの効率的救貧論

ベンサム Jeremy Bentham は、周知のように、功利主義の哲学者であり近代的な法体系を構想した人物であったが、1790年代の半ばにおける穀物不作による食料価格の高騰時に出されたピットの救貧法改正案 (1796年) に論評を加えた⁽⁶⁾のを機に、貧困問題に関心をもち、貧困者の公的な救済の必要性を認めた上で、独自の方法による効率的な救済方法を追究し政府にも働きかけた⁽⁷⁾。

ベンサムは市民法の目的は4つあると考える。すなわち、生存、安全、富、平等である。生存と安全は富と平等に優先する。ベンサムによれば、富の総額が同じであっても、富の分配が平等に近づけば近づくほど、国民全体の幸福の総量はより大となる。しかし富を再

分配することは、財産の安全に抵触する。私有財産は勤労、生存、富の基礎であり、私有財産の安全は文明社会の基礎である。ベンサムによれば、イングランドにおいては富の追求は個人の自発的意志にまかされるべきである。しかしその結果分配の不平等が過度になり、食料が社会全体としては十分にありながら餓死者が出るという事態が起これば、そのこと自体が功利の原理に反するだけでなく、貧困者の反乱により私有財産の安全が脅かされることになる。したがって政府は、公的な救済措置を講ずることによって、国民の生存を確保し、私有財産の安全を護らなければならない (Poynter, pp.117-9)。

ベンサムの考えの特徴は、貧困問題を考えるに当たって貧困 (poverty) と困窮 (indigence) を区別したことである。貧困は労働しなければ生活できない状態を意味し、困窮は労働できないか、労働できたとしても生活に必要なものを確保できない状態を意味する。したがって労働者は一般に貧困の状態にあることになる。ベンサムは、困窮と貧困のうち困窮のみが同情の対象となり救済の対象となる、と考えた (p.119)。ベンサムと同時代人の多くがベンサムと同様に、貧民と独立労働者のあいだに明確な区別をし、困窮を抑制しようとした。彼らとベンサムの相違は、彼らが道徳的な区別をしようとしたのにたいして、ベンサムは必要性にもとづいた客観的な区別をしようとした点にある (p.127)。

ベンサムによれば、普通の人間は富と剰余を創り出すことができる状態にある。しかし、この剰余は不安定で、とくに財産の安全に依存する。またこの剰余の額は限られているので、困窮の救済は必需品に限られなければならない。救済の原資は直接的には富者の手元にあるけれども、究極的には独立労働者からくると見る。したがって救済を受ける人の待遇は、独立労働者の最低の生活水準よりも下でなければならない (これを劣等処遇の原則 principle of less eligibility とよぶ。ただし、ベンサム自身はこの言葉を使っていない) (pp.119-21)。

ベンサムは救貧法の存在を否定するのではなく、功利の原理によって正当化した。すなわち、食料があるのに餓死する人がいるのは功利の原理と安全という目標に反する、そして食料を再分配することによって餓死を防ぐということは立法によってのみ可能である、というものである。例えば、子供を養うことのできない人々は子供をもつべきでないという見解が正しいとしても、両親が結婚すべきでなかったから子供は餓死してもよいということにはならない。また、救貧法廃止論者は救貧法を廃止したあとの救済は私的慈善と自助によるべきであるとするが、私的慈善が公的救済にとって代わりうるということは証明されていない。また私的慈善は公正に分配される保証はないし、気まぐれである。したがって、困窮は法律によって救済されなければならない、ということになる (pp.122-4)。

また救貧法を廃止すれば乞食が増え、救貧法がなければ財産の安全が脅かされる。しかし、公的な救貧に対する批判として、救済が確実になれば労働者の勤勉さが失われ、それが軽減を意図する貧困がかえって増えてしまう、というものがある。したがって、この間

題点を克服するような計画が考えられなければならない。その方法の1つとして救貧税の上限を法律で定めるという案があるが、ベンサムはこれを否定する。救貧税は真に経済的な救貧制度によってはじめて抑制することができるからである (pp.124-5)。

ベンサムは、大規模なワークハウスに困窮者を収容しての救済でなければ正しい救済の原理を実現できない、と主張する。ベンサムにとって、よい救貧制度とは救済と労働を結合し、最大の効率を示すものでなければならない。なぜなら、院外救済では、無能力者やホームレスを救済できないし、貧者を雇用することもできない。また院外救済は救済と教育を結び付けることもできないし、大規模施設に比べて経済的でない。それでは監視が不可能で、改善することもできない。したがって院外救済は最小限にとどめ、院内救済を原則としなければならない。ベンサムは院外救済を、年金、不況における一時的な救済、特別な場合における貨幣の貸し付けに限定する。小規模なワークハウスは院外救済と同様に不効率である。以上のような理由からベンサムは、教区による救貧行政を、連合教区によるものも含めて批判した (pp.127-8)。

ベンサムの理想の救貧方法は、全国に500の大規模なワークハウスをつくり、そこに貧民を収容し効率的に管理することであった。正しい管理によりワークハウスに対する物的・道徳的に不健全だという批判を回避できるというのであるが、大規模なワークハウスでなければ、効率的でないし、正しい管理ができないと考えるからである。居住法に関しては、救貧税がなくなれば自然に消えてなくなるものと見た。ベンサムは組織的な情報収集に強い関心をもち、彼のワークハウスの計画には簿記は不可欠であるとする。ベンサムは、彼の考えるワークハウスでは能力者を雇用し利潤をあげることができるとし、また十分な能力のない人々を活用し被救済貧民全体として自活できるようにすることができると主張した (pp.128-30)。

ベンサムが目指したのは、彼が構想した刑務所と同様に中央での監視ができ、収容者を状態によって分類し別々に扱う機能を備えた大規模なワークハウスに貧民を収容し管理するという救済方法であった。そこではすべての人がその能力に応じて労働をするものとされる。ベンサムによれば、無能力というのは相対的な概念であって、例えば目のみえない人でも編物をすることはできる。出来高制を原則とし、受給した救済の価値分は働かなければならない。また能力者は食べる前に働かなければならない。子供は21歳になるまで徒弟とならなければならない。ここでは自給自足で通常の市場と競合しないという原則に立つ。自給自足に適合的な分野は農業であった。しかしベンサムは、製造業に未熟練労働を雇用し、分業をおしすすめるという構想を抱いた。この場合、救貧税を利用する製造業の存在は、独立労働者の雇用を減少させる可能性を認めたが、救貧税の支出によって需要が刺激されるという側面の存在を主張した。ベンサムは彼の計画に人口の増加を刺激する面があることを認め、それから生ずる失業の緩和策として、例えば、すべてのワークハウス

に労働交換所と全国的な雇用情報誌の印刷所をおくという工夫を示した (pp.130-6)。ベンサムは救貧法が人口を増加させる傾向をもっていることは認めるが、彼の救貧計画が採用されれば食料の生産が促進されるので食料不足は起こらないと主張する。しかし、人口が増加し人々が住む場所がなくなれば移民が必要となる。その際、移民は計画的に行われなければならない。そしてやがて地球が一杯になるときがくる。その時には産児調節が必要になるであろうとみる (pp.123-4)。(産児制限を容認する点でベンサムはマルサスよりもラディカルであったといえる。)

ベンサムは、子供の労働を彼の救貧計画の中心に据えた。彼の考えでは、子供が家で飢えるままに放置されるよりも工場で雇用される方がずっとよいはずであった。徒弟は恒久的な労働供給源であると考えられる。子供は訓練を受けることによって、社会は彼らの労働によって、そして両親は経済的負担をまぬがれることによって利益を受ける。彼らのワークハウス内における処遇は、ワークハウス外における子供の状態よりもよくし、その利点が知られれば上流階級の両親もパブリック・スクールなどの私立学校ではなく、ワークハウスに子供を送るようになるであろうという (pp.136-7)。

後の議論との関連で注目すべきなのは、ベンサムは貯蓄銀行 (frugality banks) を設立することをワークハウスの管理者の任務の1つとしていることである。これは19世紀の前半に発達する savings banks の最初の計画案といえる。ベンサムによれば、労働者は貯蓄することができるし、またすべきである。貯蓄銀行はそうした必要に応ずることを目的として構想されている。最終的に貯蓄銀行は労働者が遭遇する事故や病気に対して保険できるとしても、保険数学的な基礎にもとづいて危険が計算できるようになるまで、その機能は現に存在する労働者の相互扶助組織である友愛組合 (friendly societies) に任せ、ワークハウスは友愛組合にたいして銀行家としてふるまうのがよいと考えた (pp.139-40)。

ベンサムは私財を投じ、その計画を実現すべく議会にも働きかけたが、結局は受け入れられなかった (pp.140-4)。その後の救貧法をめぐる論争のなかでベンサムの名前に言及されることはほとんどなく、彼の影響は彼の弟子たちを通じて及ぼされることになったのである (例えば、ベンサムの晩年に秘書をしたチャドウィック Edwin Chadwick は、1834年の救貧法改正にシーニア N.W.Senior とともに、中心的な役割を果たした)⁽⁸⁾。

2-3 マルサスの救貧法廃止論⁽⁹⁾

マルサスは人口論で知られている。しかし『人口論』初版 (1798年) におけるマルサスの意図は、人口論を基礎にしてフランス革命の影響下で広まっていた楽観的な平等社会の構想を批判することであった。ゴドウィン William Godwin は私有財産制を廃止し、平等な社会をつくることによって貧困をなくすことができると主張した。これに対しマルサスは、平等社会は人口増加に対する抑制をなくし人口増加を促進する一方で、飢えのおそれとい

う労働・生産への刺激を弱めることによって生産を停滞させるかあるいは減少させる結果、社会は再び貧困に陥らざるをえず、自分の労働で得たわずかなものを護るために私有財産制が復活せざるをえなくなる、と批判した（Malthus, 1798, Ch.X）。

マルサスによれば救貧法には、平等社会の構想に対するのと同じ批判が当てはまる。つまり救貧法は食料を増加させることなく（勤労意欲を低下させ、食料の生産を減少させることもありうる）（pp.75-8）、人口を増加させ、それが救済するはずであった貧民をかえって増加させてしまう。救貧法による所得の移転があれば、受救貧民の生活水準は上昇するが、非受救労働者の生活水準は低下し、労働者全体の生活水準は低下する。救貧法は予防的制限の作用を弱め（労働者の自立心、節約心を弱める）、人口の増加を促進する。このことが加わって、労働者階級の生活水準はさらに低下し、貧民が生み出されるのである（pp.67-8,83）。実際の動きとしてはピットの救貧法改正案（1796年）があり、マルサスは特にその大家族手当の提案を批判する（pp.134-5）。

マルサスは、基本的には貧困軽減策として（貧困を完全になくすことは不可能とみる）、まず現行の救貧法と居住法を廃止し、農業を奨励し、極度の貧困対策として州（county）のワークハウスを設けることを提案する（pp.97-8）。食料輸入は、食料からなる労働維持ファンドの増大に貢献すると考えられるかもしれないが、イングランドのように国土が広く内陸交通が十分に発達していない場合には有効な方法とはならないという（p.311）。移民は、人々が大きな不幸を経験してはじめて決心するものであり、また移住先での苦難も大きいと考えられるとして、否定的である（pp.24, 208-9）。私的慈善についても、慈善の付与は選択的とならざるをえず、与える者と与えられる者との間に支配従属関係を生むとして批判する（pp.291-2）。

『人口論』初版のマルサスの議論の重要な特徴として、労働者の生活水準が食料のみからなる労働維持ファンドと労働力人口の比率に依存するという考えをとっており（pp.205-6）、そのために農業の発展の奨励を主張すると同時に、製造業は不健康でその需要が不安定で、その雇用も不安定であり（pp.320-1）、製造業の発展は労働者の幸福の増大に貢献しないとして、農業を重視し製造業の発展を否定的に見ている、ということがある（pp.305-7）。

『人口論』第2版（1803年）においては、エリザベス救貧法を労働能力のあるすべての者を就業させるという不可能なことを保証しているとして批判した上で、人口増加の抑制要因として道徳的抑制を追加した。道徳的抑制は、家族を養えるようになるまで結婚を延期しながら道徳的な生活を送ることを意味するが、労働者階級の間でのこの道徳的抑制の普及を貧困問題に対する唯一の長期的な解決策として提示する（Malthus, James, II, pp.105-7）⁽¹⁰⁾。マルサスは、道徳的抑制が社会に広くゆきわたったならば、市場における労働の供給が制限されるので実質賃金率が上昇し、労働者は自分自身で家族を十分に養えるようになり、貧困もほとんどなくなると考えた（II, p.97）。労働供給を制限する点で、労働

者の団結（労働組合）も同じ効果をもつと考えられるかもしれないが、マルサスは労働者の団結は有効な解決策とはならないと見る。労働者の団結は社会の労働維持ファンドを増加させず、したがってそれによって人為的に高い賃金を得ても、労働維持ファンドが増加しない以上雇用が減少すると考えるからである（I, p.375）。

『人口論』第2版においてマルサスは、救貧法の具体的な廃止計画の提案をする。すなわち、「この〔救貧法廃止の〕目的のために、ある規則をつくり、その法律の制定の日付から1年を経過して以後の結婚から生まれるいかなる子供も、また同じ日付から2年経過後に生まれるいかなる私生児も、教区の扶助を受ける資格をもたないと宣言することを提案したい。」（II, p.139）そしてこの法律の趣旨を周知徹底させるために、結婚の儀式に際して、聖職者が両当事者に対して、両親には子供の扶養をする義務があること、子供を扶養できる見込みがないままでの結婚は不道德であることを告げるようにすべきであるという（II, p.139）。

救貧法の廃止後に生ずる貧困に対しては、初版では否定的に見ていた私的な慈善により救済するしかないことを認めるのであるが、私的慈善も人々が頼れると見るようなものであってはならないと、マルサスは主張する。それは、道徳的抑制の普及を妨げるからである（II, p.160）。（また第2版では、初版にあった州のワークハウスの提案は、私的慈善を消極的に認めた代わりに撤回されている。）

マルサスは、道徳的抑制の普及に役立つか否かで、さまざまな貧困救済策の是非を判断する。政府は貧困問題を直接解決することはできないが、道徳的抑制の普及のためには財産権の保証、平等な法律の制定、労働者の政治への参加の実現など、さまざまなことができる（II, pp.130-1）⁽¹¹⁾。マルサスは、道徳的抑制の普及の観点から教育を重視するのであるが、政府は特に国民教育制度の確立によって貧困問題の解決に貢献することができる（II, p.189, 200）。

以上の考え方は、『人口論』第4版（1807年）に至るまでは、基本的に変わらなかったと言ってよい。しかし、『人口論』第5版（1817年）になると、マルサスの貧困救済についての考え方は、かなりの変化を見せた。すなわち、第1には、労働者の幸福が食料のみからなる労働維持ファンドと労働力人口の比率に依存するというそれまでの考えから、労働者の幸福は製造品の消費にも依存することを認めるようになった結果、労働者階級の幸福にとって農業と製造業が適当な割合（ほぼ半々）で併存する経済がもっとも望ましいとしようになった（農工併存主義）（II, p.40）⁽¹²⁾。第2には、生産の過剰あるいは需要の一般的な不足にもとづく不況による失業の発生を認識するようになった結果、深刻な不況の下での失業に対する一時的な対策として公共事業が有効であり望ましいと見るようになったのである（I, pp.369-72）。またこれと同時に、それまで否定的に見ていた移民も不況下での一時的な貧困軽減策として認めるようになった（I, pp.346-7）。

『人口論』第5版ではアイディアが示されるにとどまっていた一般的供給過剰については、『経済学原理』(*Principles of Political Economy*, 1820)では一般的供給過剰の理論として体系的に展開されている。それは、過剰な貯蓄(蓄積)によって不生産的労働者の生産的労働者への転換が起こり、生産が増加するのに対して生産物に対する支出が増加せず、費用に比した価格の低下、そして利潤率の低下によって蓄積率が低下し、失業が発生するという、マルサス独自の理論である⁽¹³⁾。これによって、マルサスは短期的な生産過剰あるいは需要の不足によって生ずる失業の救済手段としての公共事業を正当化する理論を提示したことになる。マルサスによれば、労働需要の回復をもたらすのは、社会の生産物の支配労働で測った交換価値の増加(マルサスはこれを有効需要 *effectual demand*, *effective demand* の増加と呼ぶ)であるが、不生産的労働者の割合を高めこの交換価値の増加をもたらすのが公共事業なのである。ただしこの公共事業は人口増加を促進するようなものであってはならないので、公共事業での賃金は市場賃金よりも低い水準に設定されなければならないとする(Malthus, 1820, ed. by Pullen, 1989, I, pp.511-2)。

3 救貧法改正への動き

— 下院救貧法特別委員会とスタージス-ボーンの改革

以上の3つの救貧思想のうち、1810年代には、救貧法廃止論が大きな影響力をもった。その背景としては、18世紀末からの急激な救貧支出の膨張があった。すなわち、イングランドおよびウェイルズの救貧支出の総額は、1776年に約£155万、1783, 84, 85年の平均で約£200万であったのが、1803年には約£420万、1815年には約£507万となった(House of Commons, 1817, p.181)。とくに1795-6年、1799-1801年には、農業不況で穀物価格が大幅に上昇し、それによる生計費の上昇が救貧支出の急激な増大をもたらした。救貧税から賃金補填をするスピーナムランド制がとられていないところでも、生計費に救貧手当をスライドさせる慣行は広く行われていたので、生計費の上昇に伴い救貧支出が増加した。こうした救貧支出と救貧税の急激な増加を背景にして、救貧法廃止論が高まったのである。

この救貧法廃止論の高まりのなかで、1807年にはホイットブレッド Samuel Whitbread⁽¹⁴⁾の救貧法改正案が下院に提出される。ホイットブレッドの救貧法改正案は、全国的な教育制度とそれを実現するための教区学校の設立、労働者の貯蓄を促進するための機関(Poor's Fund)の設立、居住法の改正、救貧行政の改革、教区による貧民小屋(cottages)の建設等を内容としていた(Whitbread, 1807)。マルサスは、全国的な教育制度の確立の提案は高く評価したけれども、教区による貧民小屋の建設の提案は人口増加を促進するものとして強く批判した(Malthus, 1807, pp.38-45)。ホイットブレッドの救貧法改正案は、結局議会

を通過しなかった。しかし1817年には、下院に救貧税の増大の原因を究明し対策を立てるために、下院救貧法特別委員会 Select Committee of the House of Commons on the Poor Laws が設けられた。同委員会は4カ月にわたる調査を行い、報告書を出した (House of Commons, 1817) (Cowherd, pp.56-7)。その報告書は、救貧法の影響の分析と救貧法を改革するための提案を含んでいた。そしてこの報告書の提案の線に沿って、同委員会の委員長のスタージス-ボーン William Sturges-Bourne⁽¹⁵⁾によって救貧法の改正案が提出されることになる。

以下、その下院救貧法特別委員会の報告を検討し、19世紀初頭における救貧法をめぐる動きを見ておくことにする。

3-1 下院救貧法特別委員会報告 (1817年)

1816年5月、カーウエン John Christian Curwen は、下院において救貧法についての調査委員会の設置を求める動議を提出する。カーウエンは、ホイットブレッドが1815年に亡くなった後、救貧法の改革問題に関するホイッグの責任者となっていた。カーウエンは、カンバーランド出身のカントリー・ジェントルマンで、農業における実験とカーライル Carlisle での労働者階級の状態を改善した試みによって有名になった (Cowherd, p.54)。カーウエンの動議にも関わらず、委員会は設置されず、1816年の暮れには失業者が増大し、救貧税の増大が顕著になって、彼は再びトーリー党の内閣に対して委員会設置の動議を提出した。トーリー党は、結局それに同意し、1817年2月に下院に救貧法特別委員会 Select Committee of the House of Commons on the Poor Laws を設けることを提案した。トーリー党の下院におけるリーダーは、キャッスルリー卿 Lord Castlereagh で、その委員会に可能なかぎり協力することを約束した。しかし同時に、彼は救貧税や財産税の均等化のような改革には反対であることを言明した (Cowherd, pp.54-5)。

カーウエンの調査委員会の設置の動議は全国的な議論を巻き起こし、マルサスも『人口論』第5版 (1817年) を出版し、カーウエンの提案の中身を検討し批判した。マルサスによれば、救貧税の負担を均等化するというカーウエンの提案は、公的救済に依存する貧民を増加させる強力な傾向をもっている (Malthus, James, II, p.178)。現在は救貧税が特定の種類の財産に集中してかかっているために、それを負担する人々には救貧税の増大を抑制しようとする強い誘因があるが、あらゆる財産に救貧税がかかり、またそれが教区単位ではなく州 (county) や全国単位で徴収される場合には、その増加を抑えようとする誘因はきわめて弱いものとなるからである (II, p.178)。また労働者の互助組織である友愛組合 (Friendly Societies) に対する救貧税からの援助も、それが行われた場合にはそれら組織のメンバーは教区の援助から独立していないと感ずるであろうから効果がないと批判する (II, pp.179-80)。

委員会の委員長はスタージス・ボーンであり、4ヶ月にわたり救貧行政の実際に通じた多くの証人を呼び、調査を行った。委員の中には、例えば、コートネイ T.P.Courtenay⁽¹⁶⁾ のように、現行の救貧法を直接廃止することには反対で、友愛組合を援助することで、それらを通じて貧民の独立の習慣を形成し、救貧法の悪影響を除去していくことを考える者もいた (Cowherd, p.60)。またかなりの数の証人の証言を集め、調査も行ったけれども、同委員会は報告書を書く段になると、苦勞して集めた証拠を利用せず (Cowherd, pp.56-7)、マルサスの影響をかなり強く反映したと思われる内容の報告を書くことになった。執筆したのは、主にルイス T. Frankland Lewis であったといわれる (Poynter, p.246)。

この委員会の報告は、公的な救済制度の帰結について次のような認識を示している。すなわち、公的な救済制度は人口増加を助長し、労働者の勤勞意欲、節約心を弱め、貧困を軽減するのではなく増加させ、その結果救貧税の際限のない膨張を生み出すおそれがある、というのである。

「本来他の人々の労働と勤勉から蓄積された基金から困窮者を援助するこのような強制的制度は、時の経過のなかで、それが助長するようにできている人口増加とともに、事物の性質上人類の幸福と厚生が依存してきた労働階級の努力を減ずるという不幸な影響をもたらさずにはいなかった。ひとを勤勞と善良な行動に駆り立てるこの自然な動機を減ずることによって、健康で精力のあるときに病氣と老齡の時の欠乏に備える必要を除去することによって、また貧困と悲慘を救済が得られる条件とすることによって、この制度はそれが軽減することを意図した困窮をつねに促進し増加させ、同時にそれが増加することができない基金に対する際限のない要求をつくり出すことを、そして貧民の数の増加と彼らの救済のために集められる金額が増加しまた増加しつつあることを考えたとき、当委員会は憂慮を感じざるをえない。」 (House of Commons, 1817, p.2)

さらに同報告は、救貧法は受救貧民に対して有害であったばかりでなく、救済を受けていない労働者たちにとっても、救貧税は彼らに割り当てられる労働維持ファンドをそれだけ減少させるので、労働の賃金を低下させるという有害な影響を及ぼしたと見る。

「[救貧法の] 結果は、しかしながら、人々の大部分の道徳的習慣と幸福に対して非常に有害だったのであって、多くの人々が教区の扶養に依存するという惨めな状態におとしめられたのである。他方、最も勤勉な階級を含めて社会の残りの人々は、さもなければ雇用の供給にもっと有利に使われたはずの手段から奪われる重税によって抑圧された。そして、各人が労働に支出できる基金はかぎられているので、救貧税がこれらの基金を減少させるのに比例して、同じ割合で労働の賃金は低下し、労働階級にただちに有害な影響が及ぼされるであろう。このようにして、この制度は、それが救済するために設けられた必要そのものを生み出すのである。」 (pp.2-3)

報告では、救貧税と救貧支出の増加への懸念が示された。この増加の原因としては、ワークハウス外救済の影響が重要であったとみている。全国単位の救済制度は救貧税と救貧支出の増加を促進するものとして否定されている。そして教区救済への習慣的依存からの労働者階級の解放の必要を強調している (pp.3-11)。

上で見たように、エリザベス救貧法は、子供を含めて労働能力をもつすべての者に対して雇用を保証するということを、その基本的な内容としている。この点をとくに取り上げて、委員会報告はきびしい批判を展開する。

「仕事を必要とする人すべてに仕事を提供するという問題についての本委員会の見解は、次のようである。すなわち、もし規定の目的が浮浪者に近い状態にある怠惰な放浪者をきびしい労働につけるということであるならば、そうした目的を達成する見込みはあるであろう。しかし目的が仕事を必要とする人々をすべて仕事につけるということであるならば(現在はそのように解釈されている)、それはいかなる法律によっても不可能なことである。何人が雇用されるかは、労働の維持に当てられるファンドの額に絶対的に依存する。」(p.17)

この労働維持ファンドの額は、それがどのように使われようと変わらないという。したがって救貧支出によって貧民が雇用されるならば、その分他の労働者が雇用から排除されることになり、雇用される労働者の総数はほとんど変わらないであろう (p.17)。救貧支出によって貧民を雇用しても総雇用量を増加する効果がないだけではない。すべての人に雇用が保証されると宣言することによって、労働者に自らがおかれた状況について誤った観念を抱かせ、雇用を失った場合に備える配慮を労働者がもたないようにさせてしまうという (p.18)。

「労働者が将来に備えるのは、状態が悪化するのを考慮してのことであるが、残念ながらそうした準備を怠るように導くのは困難ではない。労働者階級に対してつねに十分な雇用が保証されると宣言することによって、彼らは労働する意思があるにも関わらず、将来について何も恐れる必要がないと考えるようになる。そのため、労働の供給だけが需要に対して調整できるのであるが、労働の供給は、需要に関係なく、またその維持ファンドに関係なく、つねに増加する傾向をもつことになる。...したがって救貧法は、自由労働の実質賃金を引き下げ、労働階級に損害を与えるのである。このような状況においては、これまで自立してきた労働者が労働維持ファンドの減少によって救貧税に頼ることを余儀なくされるだけでなく、小資本家も救貧税の負担によって次第に救貧税に依存するようになる。この強制的分配の結果は、下にいる者を引き上げないで、上にいる者を引き下げることである。そしてさらに、上の者も下の者も一緒に、もともと最低であった水準よりもさらに下に引き下げるのである。」(pp.18-9)

すべての労働能力者に雇用を保証するという規定は、不可能なことを保証しており、労働

働者の自立心、節約心をなくさせるだけでなく、労働維持ファンドの一部を貧民の雇用にあてることによって独立労働者の賃金を引き下げ、結局すべての労働者の状態を悪化させる結果をもたらしたというのが、委員会報告のエリザベス救貧法の雇用保証規定の影響についての分析である。

貧困対策としては、まず、労働者の節約心を奨励するために、労働者の小額の貯蓄を預かり、有志が無給で運用する貯蓄銀行（Saving Banks）が労働者の貯蓄の習慣を形成することを期待するとともに、労働者の相互扶助組織である友愛組合が人々の状態の改善に貢献したと評価し、それをさらに発展させるために教区の互助組織として教区共済会（Parochial Benefit Societies）の設立を提案する（pp.12-3）。また勤労の精神を形成するために教区あるいは地域（district）の学校の設立を提案している（pp.13-6）。これは、この施設に子供を収容し、仕事をさせながら教育するという案である。

次に報告は、就業者に対して生活費に賃金が足りない場合不足分を救貧税から補填するスピーナムランド制が労働者の教区救済への依存心を生み、救貧税の膨張の主要原因となったと見る。そしてその廃止を主張する。

「その〔救貧税から賃金を補填する〕慣行は労働者を、以前には不名誉と考えられていた教区への依存に慣れさせ、労働者を雇用しない納税者にはきわめて不公正な負担を強い、どれだけが本来の意味での救済で、どれだけが賃金であるのかわからないほどに、救貧税を膨張させてしまった。」（p.16）

さらに同委員会報告は、労働能力者の子供への援助の停止を主張する。ここにはマルサスの『人口論』第2版以降に見られる救貧法廃止の計画案の影響が、明瞭に存在するといつてよいであろう。

「本委員会は、... 次のことを審議するよう議会に提案する必要があると考える。すなわち、労働需要が回復したときには、ある時点以降、父親が生きていて〇〇歳以下の場合、その子供には一切の救済を与えないようにすべきか否か、ということである。これは、必要な場合には年齢を変えることによって、実行できる原理である。同様に、ある時点以降、父親が生きていて、〇〇歳以下の子供を〇〇人以上もっていない場合、一切の救済が与えられないと規定してもよいであろう。」（p.16）（〇〇の部分は空白—引用者、以下同様）

さらに同報告は、エリザベス救貧法の問題点として批判していた、すべての労働能力者に雇用を保証するという規定の廃止を提案する。

「本委員会は、現在与えられている一般的で無差別な救済の一部でも停止しなければならないとすれば、健康で力に満ちている人々からそれを奪うのが、もっとも負担が少ないと考える。したがって、次のことは考慮に値するのではないか。すなわち、国の良好な状態のもとで労働需要がかなりの程度拡大した場合に、現在教区から仕事の提供を受けている人々だけは自立できるまで仕事の提供を受けることができるとして、それ以外の人は教区

から今後仕事の提供を受けられないことにしては、どうであろうか。しかし、もしこの変化が余りにも急であると考えられるならば、例えばまず18歳から30歳の者は雇用の提供を受けられないとし、ある時間の経過の後に、16歳から35歳、40歳の者などとし、最終的に目標が達成されるようにすることで、変化をより漸進的にすることも考えられる。」(p.19)

委員会報告は、救貧行政の改善については、以下のような提案をする。当時の救貧行政の問題点の1つとして、直接貧民の世話に当る貧民監督官が教区の救貧税納税者のなかから1年交替で任命される無給の素人であったということがある。これが救貧行政を弛緩させた大きな原因であった。これを改善するために委員会報告は、貧民監督官を補佐する有給の専任官の任命を提案する(そうした専任官の給料の支払いが困難である場合、複数の教区が連合して専任官を雇用する方法も示唆している)(p.22)。また救貧税の膨張を抑制することができるようにするためには教区会(vestry)の積極的な関与が必要であるとし、有力な救貧税納税者を主要な構成メンバーとする特別教区会(select vestry)(聖職者、教区委員 churchwardens、有力な家屋保有者を構成メンバーとし、毎年一般教区会で選出されるものとする)の設置を提案する。特別教区会は、貧民の状態の調査、必要な救済の中身と額の決定、教区で発生する救貧税の徴収と管理、貧民に関するすべての法律の執行など、貧民監督官が行ってきたことをするものとされる(p.23)。

居住法(Law of Settlement)は、誰が教区の救済対象者となりうるかという問題との関連で、つねに問題とされ、教区間の紛争の種となってきた。同委員会は、居住法の完全な廃止ではなく、また小さな修正でもなく、簡素化を目指した大胆な改革をすべきことを主張する。すなわち、「各年に〇〇カ月以上の不在がなく、かついかなる形でも救済対象とならないという条件で、1つの教区に3年間居住することで、居住権が得られるようにすべきであると提案する。」そしてこれ以外の方法では居住権は獲得されないものとすべきであるとする(p.28)。居住権の獲得の条件は、当時においては、£30以上で購入した自分の土地あるいは年家賃£10以上の借家での40日の居住、徒弟奉公、子供のない未婚の男性については年契約で1年の雇用、1年間の教区の公務への従事など、さまざまであったのである(p.27)⁽¹⁷⁾。

以上が下院救貧法特別委員会が示した救貧法改革案の主な内容である。委員会報告は現行救貧法の廃止ないしは大幅な修正を志向しているといえるのであるが、教区による貧民の雇用を完全に否定しているのではなく、提供される雇用は独立した事業や職業を侵害しないような性質のものでなければならないとし、例えば農業地帯では教区農場を設立し、生産的な仕事を提供できない場合には道路修理も有効な雇用手段であるという(pp.19-20)。また、しばしば怠惰と悪徳の巣として非難されるワークハウスも、つねに収容者を監視できるという利点があるので、収容者を分類・分離するなどの改善をして活用すべきであるという(p.21)。

委員会の救貧法の影響についての分析は、マルサスが『人口論』初版以来示してきた説明と基本的に同じであるといつてよい。報告に示された能力者の子供への救済の停止の提案はマルサスが『人口論』第2版で示した救貧法廃止の計画案が主張していたことよりも限定されているとはいえ、同じ方向にあるとみることができるであろう。労働能力者への教区の雇用の提供の停止の提案も、同じ方向を示している。

この下院特別委員会の報告に対抗して、上院も救貧法に関する委員会を設けた。同委員会は、おなじく1817年に報告書を提出した（House of Lords, 1817）。その内容は、救貧法からの逸脱や乱用があることを認めながらも、基本的に救貧法を維持する方向を主張していた（House of Lords, 1817, pp.6-7）。ただし、救貧税の膨張の基本的原因の1つがそれに容易に頼れることにより貧民の救済への依存心が強まり、またそのために節約心が弱まったことに求めている。また同報告は、農業者の間で救貧税から補助を受けた労働者を低賃金で交替で雇用するというラウンズマン・システム（System of Roundsmen）の乱用、雇用する労働者の賃金の一部を利害関係のない他の人が負担する結果になっている賃金補填制度（スピーナムランド制）の問題点、救貧税の膨張を抑制するためにはその支出に直接利害関係をもつ人々に課税されるべきことを指摘している。改善策として、有給で専任の貧民監督官を設けるべきこと、救貧行政についての州の判事への定期的報告を義務づけること、教区会における投票権を救貧税の納税額に比例させるべきことを提案している。居住法に関しては、教区内に救貧を受けることなく3年間居住すること、年家賃£20以上の土地つきの家を教区内の地主から1年間以上借りることを居住権取得の条件とするよう、提案する（pp.8-12）。

上院委員会の報告は救貧法の維持を主張しているとはいえ、救貧法がもたらした労働者のモラルへの悪影響については認めており、救貧法の影響の認識ではマルサスの影響のもとにあることは否定できないであろう。

3-2 スタージス-ボーンの改革

下院救貧法特別委員会の委員長スタージス-ボーンは、同委員会報告が示した線に沿って救貧法の改革に乗り出した。その結果2つの法律が成立した。いずれも救貧行政組織にかかわるものである。1つは1818年に成立した教区会法（Parish Vestry Act）である。これは、教区会における複数投票制を規定するもので、救貧税の負担に応じた影響力を与え、救貧税の膨張を抑制することを目的としていた。

第2の法律は特別教区会法（Select Vestry Act）で、1819年に成立した。同法の規定によれば、特別教区会は貧民監督官および聖職者、5-10名の有力な家屋所有者あるいは居住者で構成される。特別教区会は、救済対象、救済の量・内容の決定、申請者の性格と素行による援助に値する者と怠惰で浪費的な者の区別、救貧税の査定・徴収・支出の監督などを

行う。また同法は、有給で専任の貧民監督官補佐（assistant overseer）の任命、教区農場の開設、勤勉な貧民への小土地の貸与、素行の良い貧民への金銭貸し付けなどを行う権限を教区会に付与した。

治安判事は、救済を拒否された住民から不服の申し立てがあった場合、当該の貧民監督官を2人の判事の前に召喚し、不服に対する回答を求めることができる。不服申立人が救済を要し適切な救済が拒否されたと治安判事が判断した場合、必要と判断する救済を特別教区会に対して命ずることができる。特別教区会がない教区については、2人の判事が教区委員（churchwarden）および貧民監督官に対して必要な救済を命ずることができる。ただし救済命令は1カ月の期間を越えることはできない。緊急の場合は、次の教区会までの間（特別教区会がない教区においては次の簡易裁判までの間）、救済を命ずることができる。救済に関する治安判事の権限はそれまでより制限されることになったのである。それまで治安判事は、救済監督官から救済を拒否された貧民から訴えがあったとき、貧民監督官から事情を聴取し、必要があると認めた場合、救済を命ずることができた。したがって治安判事に救済を与えるか否かの最終判断がかかっていたのであり、治安判事が貧民の圧力によってその決定を左右されることもあったという⁽¹⁸⁾。

1820年代にはいると救貧税の増大は止み、救貧税の膨張についての危機感は薄れ、救貧法の完全な廃止の主張は後退した。しかし、救貧制度の問題点は依然として解消されていなかった。1830年には、イングランド南東部を中心として労働者の暴動が起こった（スウィング・ライオット）⁽¹⁹⁾。これを機に救貧法改正の議論は再び高まり、王立救貧法委員会が設置された。同委員会は、膨大な調査を行い、1834年に報告書を提出した。そしてそれをもとに、同年に救貧法改正案が議会に提出され、修正を経た後に新救貧法が成立した。

以上のような救貧の思想と救貧法めぐる動きのなかでリカードウもまた、特に貯蓄銀行との関わりで貧困問題について論じているのである。以下では、まずリカードウの貧困とその救済についての考え方をみて、次に貯蓄銀行の成立とそれを導いた思想を検討した上で、リカードウの貯蓄銀行をめぐる議論を取り上げることにする。

4 リカードウの救貧論

4-1 救貧法の影響とその廃止の結果の認識

リカードウは『原理』第5章「賃金について」において、賃金の決定の説明をした後、「以上が賃金を左右し、またあらゆる社会の圧倒的大部分の幸福を支配する法則である」と述べ、「他のすべての契約と同様に、賃金は市場の公正かつ自由な競争に任せられるべきで

あり、けっして立法府の干渉によって統制されるべきではない」(I, p.105, 訳 p.123)⁽²⁰⁾ことを強調する。現実の労働市場においては公正で自由な競争は行われていない。それを妨げている最大の要因は、救貧法である。そこでリカードは「賃金について」の章の後半部分を、救貧法の影響の分析と批判にあてているのである。

リカードによれば、「救貧法の明白で直接の傾向は、これらの瞭然たる原理に正反対である。それは、立法府が情深く意図したように、貧民の境遇を改善することにはならないで、貧民と金持ちとの両方の境遇を悪化することになる。救貧法は、貧民を富ませるのではなく、金持ちを貧しくするように仕組まれている」(I, pp.105-6, 訳 pp.123-4)のである。

リカードは救貧法がもたらす影響のマルサスの分析を基本的に承認している。マルサスの見方では、救貧法は労働者の将来に対する不安を取り除くことにより人口の増加を促進する一方で、食料の生産は増加させないかあるいは減少させるので、貧困を減らすのではなく逆に増加させる。リカードは、救貧支出によって食料生産が増加しないというマルサスの考えは批判する(VII, pp.2-3, 訳 p.2)が、救貧法の「有害な傾向は、マルサス氏の有能な手際によって完全に解説され」た(I, p.106, 訳 p.124)と述べ、救貧法が人口増加を促進し貧困を増加させるという結論は承認するのである。「救貧法は、... 抑制を不要にし、無分別を招いてきたのである。」(I, p.107, 訳 p.125)リカードは救貧法が社会に対して有害な影響を及ぼすことに強い確信を抱いていたのであって、「このような法律[救貧法]は、富と力を貧と弱に変え、単なる生存をまかなうという目的以外のあらゆる目的から労働の努力を去らせ、すべての知的卓越をくじき、肉体の欲望を満たすことにたえず精神を煩わせ、ついにはすべての階級が普遍的貧困という疫病にかかる羽目に陥る、という傾向をもっているが、これは引力の法則と同様に確実である。」(I, p.108, 訳 pp.126-7)

さらにリカードは、現行の救貧法がそのまま存続するならば、救貧税は「ついにこの国のすべての純収入、あるいは少なくとも、そのうち、歳出にたいする国家自身の不可欠な需要を満たした後に、国家がわれわれに残すべき分量の純収入を、全部吸収してしまうようになる」(I, p.106, 訳 p.124)という。現実にはまだ救貧法の作用は純収入をすべて吸収するには至っていない。それは、救貧行政が教区という小さな地域単位で行われており、救貧税は教区において査定され徴収され支出されていることによっていると考える。したがって、救貧行政を全国単位で行うという提案には反対である(I, p.108, 訳 p.126)。またこの救貧税は直接には教区内の土地や建物の利用者にかかる税である⁽²¹⁾が、農業者の利潤にとくに重くかかることになる税であり、原産物の価格を上昇させ、そのことにより製造業を含め一般的に利潤率を低下させるとみる(I, pp.257-8, 訳 pp.297-8)。利潤率の低下は資本の蓄積率を低下させ、経済の発展を遅らせ、労働者に対する需要の増加率を低下させ、賃金率を低下させることになる。原産物の価格の上昇が消費財の価格を引き上げる程度に応じて、それはまた地主の負担にもなるという。

「この害悪の性質が救済策を指示している。救貧法の適用範囲を漸次縮小することにより、貧民に、その生活維持にあたり組織的または臨時的な慈善を当てにすべきではなく、彼自身の努力を当てにすべきであること、および慎重と深慮とは不必要な徳性でもなくまた不利益な徳性でもないことを教えて、独立の価値を銘記させることによって、われわれはしだいにより健全でより健康な状態に近づくであろう。」(I, p.107, 訳 p.125)

ここで、リカードウにとって「健全な状態」とは、賃金率が市場において自由で公正な競争の作用の結果として定まるということを含んでいた。リカードウは、労働者が慎重さを身につけ、人口の増加を抑制するのでなければ、彼らの幸福の永続的な増進はありえないと考えるのである。「貧民の慰安と幸福は、彼らの側ですこし注意をするか、あるいは立法府の側ですこし努力をして、彼らの数の増加を調節し、そして彼らのあいだで早期の軽率な結婚をより少なくするようにしなければ、永久に確保されえない、ということは疑う余地のない真理である。」(I, pp.106-7, 訳 p.125)

それでは、救貧法を廃止した場合、労働者の幸福の増大はあるのであろうか。救貧法を廃止することによって労働者が救済を当てにすることができなくなれば、労働者は自分自身に依存するしかなく、自然に慎重の習慣を身につける結果、労働の供給は以前に比べて抑制されることになり、したがって市場における賃金率の水準は上昇するであろうと、リカードウはみる。これについては、トラフ Hutches Trower⁽²²⁾ に宛てた手紙の中で、次のように述べている。

「救貧法を廃止することが、そして労働階級が労働の報酬を恩恵の形ではなく賃金の形で受け取るようにすることが望ましくないですか？もし君が、そうだ、と答えられるならば、独身の労働者が生活維持に十分な以上の報酬を受け取れることを阻止する方法はありませんし、また私がそれを遺憾とする理由はすこしありません。家族をもつ既婚労働者の賃金が、彼自身とその家族を維持するにしろうじて足りるようなときは、独身者の賃金は豊かでありましょう。私はこの点をすべて承認します。しかしそれが救貧法廃止の必然の結果であるならば、廃止にともなう状況のもとでそれを承服して行かねばなりません。たとえそれが悪い事態であってさえ、私はそうは思いませんが、廃止にともなう良きもののためにそれを忍ばねばなりません。」(Ricardo → Trower, 1817/1/27, VII, p.124, 訳 p.147)

上の手紙では家族持ちの労働者の生活水準がどうなるかについてのリカードウの考えは、必ずしもはっきりしない。救貧法を廃止したならば、賃金は現状よりも上昇し、家族持ちの労働者もある程度貯蓄する余裕をもてるようになると、リカードウは見ているのである。このことは、リカードウの次の言葉に明らかである。

「労働者の賃金は、彼が完全に就業しているときには、つねに彼自身および家族を支えるに足りるばかりでなく、君のおっしゃる不時の必要に備えて貯蓄銀行に多少の蓄えをさせる程度のものでなければなりませんし、また真によい制度のもとではそうなるでしょう。」

(R → T, 1818/1/26, VII, p.248, 訳 pp.290-1)

すなわちリカードは、救貧法が廃止され交渉における自由と公正が確立した「真によい制度」のもとでは、就業労働者の賃金率は家族持ちの労働者もある程度の貯蓄ができる余裕を持てる水準になるというのである。

それでは、救貧法を廃止するとして、それはどのようにして廃止すべきであるのか。リカードは理論では高い抽象レベルで議論をしたが、現実の問題に取り組むとき、抽象的な理論から導き出した結論を単純に当てはめることはしなかった⁽²³⁾。救貧法の場合、廃止するのが望ましいとしても、リカードの時代でもすでに200年以上もイングランドの人々はそのもとで生活し習慣を形成してしまっているのです、廃止は慎重に、しかも漸進的に行われなければならないとみる。救貧法が貧困を減少させるのではなく増加させるとすれば、「貧民の友は誰でもその廃止を熱望せざるをえない。」しかしリカードは、「不幸にも、それは長い間実施されてきたものであり、そして貧民の習性はその施行にもとづいて形成されてきている」のであるから、救貧法の急激な廃止を主張しない。救貧法の廃止には「もっとも慎重にして巧妙な措置を必要とする」のであって、「その法律の廃止はもっとも漸進的な歩調で果たされるべきである」と考える (I, p.106, 訳 p.124)。書簡においてはリカードは、廃止の方法ないし手続きについての考えをより詳しく述べている。

「では救貧法の悪い影響を認めて、その廃止が望ましいものだとは仮定しましょう。すると、問題はいかにしてそれを実現するか？ということです。救貧法の適用を次第に制限してゆき、貧民が自分自身の努力だけに頼るように仕向ける以外にそれを実現する方法がありますか？その実行方法は、まず第1に救済を絶対に必要とする者以外は救済をいっさい与えない——それらの者にたいしてもっと控え目に与え、そして最後に救貧法を全然廃止してしまう、ということではないですか？... ながいあいだ悪い制度に耐えてきたのち、よい制度に移ってゆくにも、まず貧民階級の深刻な苦悩を経なければならない、と考えねばならぬことは苦痛です。が、だからといってそれが真実でないというわけにはゆきません。」

(R → T, 1817/1/27, VII, pp.124-5, 訳 pp.147-8)

同様な主旨のことは別の手紙でも述べている。

「私は救貧法を立法当初の意図と思われるものに復帰させるような変更には喜んで妥協します。すなわち、救済を老年者および病弱者だけにかぎり、ある事情のもとではそれを児童に及ぼすというものです。是正しようとする弊害を増大させないような変更は、どんなものでも改善といえましょう。現在の方式は困窮の対象をつくりだし、これを必ず幾何学的な比率で増大させてゆくにちがいありません。

真面目な気持ちで現在の方式に突然の変更をくわえたいと願うものは誰もいないでしょう。労働階級は特定の製造品に対する時々の需要の変動からくる災難にさらされていて、これにたいしては労働階級自らが備えなければならないのであって、これを立法の対象と

すべきでないという点を彼らに教えることが大きな目標でなければなりません。」(R → T, 1818/1/26, VII, p.248, 訳 pp.290-1)

リカードウの救貧法廃止の方法についての考えは、要するに、救貧法の適用を次第に制限していき最終的には廃止するのであるが、最初の1歩として救済を絶対的に必要とする者に限る、例えば「救済を老年者および病弱者だけにかぎり、ある事情のもとではそれを児童にも及ぼす」ようにしながら、労働者が自立の精神と節約の習慣を身につけるように促していく、というものである。

4-2 マルサスとの相違点

以上のようにリカードウは、マルサスの貧困と救貧法についての考え方を基本的に受け入れているのである。しかし、相違点がないわけではない。第1には、すでに指摘したように、マルサスが救貧支出が食料生産を増加させないとみていたのに対し、リカードウは救貧支出が食料生産を増加させる効果を認めていたのである。例えば、マルサスに宛てた書簡の中で、次のようにマルサスの考えを訂正させようとして、繰り返し働きかけているのである。

「以前にお話ししたと記憶しており、またあなたもその後の諸版で訂正したと言っていられちゃったと信じてますが、あなたはある箇所で、救貧税は分配されるべき食料の量を増加するうえでなんらの効果をももっていないかのように論じておられたと思います——あなたは救貧法が食料の需要を、したがって食料の供給を、増大させることをお認めになる義務があると思います。これを承認することはけっして証明されるべき主眼点を弱めるものではありません。」(R → Malthus, 1816/1/2, VII, pp.2-3, 訳 p.2)

マルサスは大幅に改定した『人口論』第5版を、1817年に出版する。これに対してリカードウは、救貧支出のもたらす効果についてマルサスが依然として自分の主張をはっきりと認めていないことを改めて批判する。すなわち、

「救貧法の傾向は分割されるべき食料の量を増すことであると必ずしもつねに認めておられるわけではなく、いくつかの箇所では同じ量のものがより多数の人間のあいだに分割されることだと想定していられちゃうようにみえます。」(R → M, 1817/10/21, VII, p.202, 訳 p.238)

第2の相違点は、労働組合についての考えの相違である。上で見たように、マルサスは、その独特の賃金基金説的な論理から、労働組合による賃上げ要求は労働者階級の生活水準の向上をもたらさないと考えていた。リカードウは、労働組合は賃金率を上昇させる効果をもつとみている。

「労働者の団結は労働階級のあいだに分割されるべき貨幣の総額を増大させるでしょう。これらはつまらぬ反対論だと思われるでしょうが、これを述べたのは私の主張の一貫性を

保つためです。これらは読者大衆には理解されないでしょうが、私の特[・]有[・]な[・]見[・]解[・]を[・]よく[・]御[・]存[・]知[・]の[・]あ[・]なた[・]は[・]説[・]明[・]を[・]必[・]要[・]と[・]な[・]さ[・]ら[・]な[・]い[・]で[・]し[・]ょう[・]。」(R → M, 1817/10/21, VII, p.203, 訳 p.239, 傍点[・]は[・]原[・]文[・])

当時は団結禁止法が存在していたのであるが、もしこれを廃止し労働者が労働組合を結成して交渉することができれば、賃金率は上昇するであろう。リカードウの理論によれば、賃金率が上昇すれば利潤率は低下する。しかしリカードウは労働組合禁止法は労働者に対して圧制的で不公平であり、雇用主側にとっても利益がないと主張するのである。

「私はいままで私の注意をとくに団結禁止法 (Combination Laws) に向けたことはありませんでした。よくは存じませんが私にはそれらの法律は労働階級にたいして不公平で圧制的であり、しかも雇用主側にとってもほとんど実益がないように思われます。これらの法律にもかかわらず雇主はしばしば脅威を受け、労働者の不公正な要求に応ずることを余儀なくされています。組合に対する真の解決策は双方の側の完全な自由と、暴力および無法に対する適当な保護です。賃金は自由な契約の結果であるべきであり、契約の当事者はどちらの側も加えられる強制から自分をまもるために法律に頼るべきなのです。その他のことはすべて競争がうまくやるに違いないと思います。」(R → McCulloch, 1820/12/4, VIII, p.316, 訳 p.356)

これは、団結禁止法は「きわめて有害であると考えます。... そうでなければ無害であろうような組合を危険なものに[し]... さらにこれまですでに十分広がっていた、労働者と資産階級との間の亀裂を大きくする傾向があるからです」(McCulloch → R, 1820/11/28, VIII, p.313, 訳 p.353) という、マカロクの主張に対して回答したものである。リカードウの考えでは、問題なのは交渉における双方の自由の確保であって、労働組合禁止法はそれに役立たないというのである。禁止すべきなのは労働者の団結そのものではなく、暴力行為や威嚇行為なのである。交渉の自由の確保のためにこそ、法律に訴えるべきである、というのである。周知のようにスミスは『国富論』において、親方資本家は表面には現れていないが団結して賃金の上昇を抑えようとしていると述べている。同じような認識がリカードウにもあったのかもしれない。リカードウは、労働者の団結を禁止して、労働者が暴力や無法に訴えれば、そのほうが問題であるとみていたのである。

マルサスとの相違点の第3は、マルサスが不況下における一時的な貧困救済手段として公共事業を肯定したのに対して、リカードウは公共事業への資金の充用は他の用途からの移転にすぎないとしてその効果を否定する (VII, p.116, 訳 p.137)。マルサスが『経済学原理』(1820年)において展開した一般的供給過剰の理論によれば、公共事業に失業者を雇用することは不生産的労働者の雇用の比率を高めるので、利潤率を上昇させ資本蓄積率を高めて、経済を不況から回復させ経済全体の雇用を増加させる。しかしリカードウの考えでは、公共事業への支出は他の用途からの転用にすぎず、経済全体としては雇用増大効果を

もたない。この点をリカードウは、マルサス宛の手紙の中で明瞭に述べている。

「貧民救済のために最近採用された方策にかんするご意見をうかがわせてほしいと思います。私は、貧民の雇用を目的とする資金の調達はいわめて有効な救済方法だと考えている人たちの仲間ではありません、というのは、そのことは社会にとってより以上に生産的でないにしても、同等に生産的な他の用途からそれらの資金を転用することになるからです。たとえば資本のうち貧民を道路に雇用する部分は、必ずどこかで人間を雇用するものであって、私は干渉はすべて有害だと信じます。」(R→M, 1817/1/3, VII, p.116, 訳 p.137)

ここで「最近採用された方策」というのは、公共事業への貧民の雇用である。『リカードウ全集』の編者のスラッフアの注によれば、1816年の秋以降、ロンドンおよびイギリス各地で救済事業が進められたが、その資金は個人の拠出によって調達されたものであった。エディンバラでは1,600人の人間が道路の建設および補修工事に雇用された。その後、1817年4月28日、大蔵大臣は「げんざい救済事業と呼ばれているもののこの世紀最初の実験」と称されるものを発表した。彼は公共事業の完成に貧民を雇用するため£50万にのぼる国庫証券の発行を提案した(W.Smart, p.543)。リカードウは1819年2月に下院議員に選出される(シャープ R.Sharp からリカードウ宛の1819年2月25日付の手紙を参照, VIII, pp.17-8, 訳 pp.19-20)が、後に議会においても同じ主旨の発言をしている。「彼(リカードウ)は議員諸公が資本を道路や運河の建設に使おうと論じているのを聞いたとき、彼らはこのように使われる資本はどこか他の部面から引き揚げられなければならないという事実を看過しているようであった。」(V, p.32, 訳 p.33)

4-3 貧困問題へのリカードウの取り組み

上でみた1817年の下院救貧法特別委員会の報告が出たときリカードウはそれを読み、高く評価するとともに、その政策提言がまだ不徹底であることを批判している。つまりリカードウはマルサスに劣らない救貧法廃止論をとっていたとみることができるであろう。

「救貧法に関する下院委員会の「報告書」を読んで大きな満足を感じました——この方面から健全な原理が広められていることを知ってうれしく思いました。もっとも、もし委員会がもっと強硬に有効な救済方法を主張していたならば、私はいっそう喜んでいただでしょう。この点で委員会はあまりにもためらいすぎています——彼らは方策をいろいろ推奨したあげくにそれを推奨したり放棄したりしています。全国いたるところで現行制度の不都合が感じられていますから、やがて弊害の根源が理解されるようになるだろうと思います。主要誌はみなこの問題をよく扱っています。『ブリティッシュ・レビュー』の最近号にこの委員会の「報告書」の非常によい紹介がのっていて、一読に値します。」(R→T, 1817/12/10, VII, p.219, 訳 p.258, 傍点は原文)

リカードウは、労働市場に対する政府の干渉を排除し、自由で公正な労働市場を形成す

るために、その最大の障害となっている救貧法を廃止することを主張したのであるが、救貧法を廃止した後は労働者に対して何もしないでよいと考えていたのであろうか。リカードウは、自分で費用を負担し、貧民の子供たちのための学校をつくり（1817年）、運営した。リカードウは自分が運営する学校についてほとんど述べていないのであるが、J.ミルに宛てた次の手紙でわずかではあるが、学校の運営状況について報告している。

「貧民たちのために学校を建てたということ以外に、レイディ・ロミリのお褒めにあずかれるようなどんな善行を私どもが当地で施したか私は知りません。」（R → Mill, 1817/11/9, VII, p.206, 訳 p.243）

「学校のことをお話するのを省くべきではありません——それらはうまくいっています——それらの学校は双方ともいつもいっぱい、多くの少年や少女たちは入学のため欠員ができるのを待っています。上級の少年少女は非常によく読み、書き、字をつづり、計算をすることができ、また多くのものがこれらの学習部門でかなりできるようになったのち学校からたえず出てゆきます。私が折々そこを離れていて学校にほとんど注意を払えない点を見ると、校長は非常によくやってくれました。自分はこれらの施設を支持することでこの土地にたいして真実の奉仕をおこなっているのだと私は自負せずにはられません。」（R → Mill, 1823/8/7, IX, pp.328-9, 訳 pp.365-6）

リカードウはまた、貧民の子供たちを効率的に教育する方式を考え出したランカスター Joseph Lancaster⁽²⁴⁾ の運動を支援するため寄付をし（Lancaster, 1809, p.7）、ランカスターの教育方法を広めることを目的とした協会（British and Foreign School Society）の役員にもなっているのである⁽²⁵⁾。それだけではなく、リカードウは1816年頃からイングランドにも広まりつつあった貯蓄銀行の設立や運営に積極的に参加した。したがってリカードウは、救貧法廃止後にも必要な救済は政府によるのではなく、人々の慈善的な活動によって解決すべきだと考えていたとみてよいであろう。

リカードウは貯蓄銀行の設立に当たっては、友人のトラワと貯蓄銀行のあり方について議論をした。この議論はリカードウの貧困問題と救貧法についての考え方をよく表している。リカードウが出版したものには貧困問題への言及は余りないのであるが、書簡の中ではとくに貯蓄銀行をめぐるかなり詳しく自分の考え方を述べているので、以下ではこれを取り上げる。しかし、その前に、イギリスにおける貯蓄銀行の成立とそれを支えた思想についてみておこう。

5 貯蓄銀行の成立とその思想

上でみたように、貯蓄銀行のアイデアはベンサムにみられる。実際に設立されたものとも初期の例としては、ウェイクフィールド夫人 Priscilla Wakefield が1804年にロンドンに開設した Tottenham Benefit Bank が挙げられる。これは 1s. 以上の預金を預かり、£1 単位で 5 % の利子を付け、要求があるとき払い戻した。最初はウェイクフィールド夫人と協力者たちが自分たちの負担で利子を払っていたが、後には預金を 5 % の利付き国債に投資するようになった (H.O.Horne, p.26)。以下で見るように、本格的な貯蓄銀行は、まずスコットランドの貧しい小さな教区である Ruthwell にダンカン Henry Duncan によって1810年5月に設立された。この貯蓄銀行では規則的に貯蓄した者には報償を与え、貯蓄を怠った者には罰金を課すという形で、労働者の貯蓄心を向上させようとしたが、逆にそれは銀行としての性格を弱めることになった。より銀行の性格をもった Edinburgh Bank for Savings が、フォーブス J.H.Forbes によって1813年12月に設立され翌年1月に開業した (p.46)。これに続いてスコットランドの各地に貯蓄銀行が設立され、1815年の末にはスコットランドの全域に貯蓄銀行が存在するようになった。これらの貯蓄銀行は、預かった預金を Charter Banks of Scotland (Royal Bank, Bank of Scotland, British Linen Company の3銀行) あるいは他の銀行に再預金することができた。Charter Banks は、貯蓄銀行に 5 % の利子を払い元本保証をしたので、貯蓄銀行は預金の安全で有利な運用をすることができたのである。

イングランドでは上でみたように初期的な試みはあったものの、貯蓄銀行の発達はスコットランドよりも遅れた。その1つの理由はおそらく、イングランドの銀行は預金に対して利子を払わなかったので、貯蓄銀行は預金の安全な運用先を容易に見つけられなかったということがある。しかし預金を国債に投資し預金者をその所有者とすることで、リスクを預金者に負担させる方式をとる Bath Provident Institution が1815年1月17日にヘイガース John Haygarth によって開設された。また1816年1月1日には Edinburgh Bank にならった貯蓄銀行が下院議員のロウズ George Rose⁽²⁶⁾ によって設立された (Southampton)。リカードウが開設と運営に積極的に関わった Provident Institution for the Western Part of the Metropolis は、1816年4月15日に Panton Street, Haymarket で開業した。これはバース方式をとった。この貯蓄銀行の運営にあたる管理者 managers のなかには、マルサスや R. トレンズの名前もみられる (Hume, 1816, p.8)。1817年7月には G. ロウズの提案により貯蓄銀行法が議會を通過し、貯蓄銀行に法的承認が与えられるとともに、イングランド銀行が貯蓄銀行の預金を国債への投資として受け入れ特別に高い利率と元本保証を与えた。

5-1 3つのモデル

貯蓄銀行には、3つの基本的なタイプがあった。以下ではそれらについて説明する。

Ruthwellモデル：

・スコットランドの Dumfriesshire の Ruthwell (貧しい小さな教区) に1810年5月、ダンカン Henry Duncan⁽²⁷⁾ によって開設された。これが本格的な貯蓄銀行としては最初のものといわれる。Ruthwell にも友愛組合があったが、友愛組合にはいくつかの問題点があった。問題点の1つは、友愛組合は組合員の支払い能力の変化や相違にうまく対応できないということがあった。友愛組合の場合、組合員は定期的にある決まった額を払い込まなければならない。労働者に余裕がある場合にはその余裕分が浪費されることになり、また時にはその決まった額を払えないことが起こるが、その場合には罰金が課された。こうした事情を考慮して、労働者が自分の都合に合わせて自分自身の努力で将来の必要に備えるのを助ける機関として Ruthwell Parish Bank は構想された (Duncan, 1815, p.8)。

労働者は若くて壮健なときには、通常は生活に必要なもの以上を稼ぎ、ある程度の貯蓄が可能である。労働者が個人で貯蓄し、必要な場合に備えるということが考えられる。しかし、銀行は小額の預金を預からない (銀行は£10以上でないと受領しない)。また貯金を自分の家においておけば盗難の危険があるし、それを使ってしまうことへの誘惑が大きいし、利子も付かない。このように安全で有利な貯蓄の機会がないという状況のもとでは、貯蓄の誘因は弱く、収入に余裕があっても浪費されてしまう。とくに工業都市では労働者の賃金は高く貯蓄する余裕があるけれども、飲酒やその他あらゆる悪徳が生み出されている。大部分の人々にとって病気や老齢のときの生活に不安がある。このような不安があることは、労働者の多くが友愛組合のメンバーになっていることが証明している。このような状況で安全な貯蓄手段が与えられ、将来の必要に備えることができるならば、彼らは節約や勤勉の習慣を身につけるであろう。労働者に貯蓄を奨励するのに重要な条件は、貯蓄の安全性と有利性である。貯蓄が確実に払い戻されかつ効率的に増加していくことがわかれば、労働者は進んで貯蓄をするようになるであろう (pp.6-8)。

ダンカンは Ruthwell Parish Bank を、1810年5月に、以上のような状況のなかで設立した。ダンカンは、その構想の想源がボーン John Bone の Tranquillity Scheme にあるとしている (pp.8-9)⁽²⁸⁾。しかしこの構想の実現には、障害があった。1つは、こうした機関の運営をになってくれる適当な人物を見出すのが困難なことである。もう1つは、すでに大部分の労働者が教区内の友愛組合に加入しているということである。(人口1,100人のうち、約300人近くが加入している)。彼らは友愛組合の掛け金を定期的に払い込まなければならないので、そのうえにさらに貯蓄をする余裕がほとんどないのである (p.9)。しかし、教区の有力な人々の協力を得て、構想が実行に移された結果、設立から4年半のあいだにこの機

関への預金額は£1,160以上にもなった。この預金は Charter Banks of Scotland の 1 つである British Linen Company の Dumfries 支店に預けられ、それには 5 % の利子が付けられた (p.10)。この銀行は、善意から、寛大にもこのような利子率を与えてくれたという。上に指摘した困難な状況を考えれば、これは驚くべき成功であるとダンカン自身は評価する。

Ruthwell Parish Bank は、次のように運営された。ダンカンによれば、貯蓄銀行が成功するためには預金の安全性が特に重要である。人々は過去の経験から、この種の機関に対しては猜疑心をもっているので、人々のこの偏見に十分に配慮することが必要であり、預金の安全性に特に配慮しなければならない。安全性について安心してもらうためには、友愛組合の場合と同じように、預金者がこの機関の運営に参加できるようにしなければならない。そして機関の預金の状態についての詳しい説明が、各預金者の秘密の保持と両立する形で与えられる必要がある。そのためには、各預金者を番号で示し、預金額を公表するという方法が考えられる。これによって、各預金者は自分の番号で記録された預金額を確認でき誤りがあれば発見できるし、自分の預金について他人に知られることもない (pp.10-11)。預金には通常 4 % の利子 (これは通常の銀行利子率である) が与えられる。1s. 以上 £10 未満が預金として受領される。預金が £1 に達するまで利子は付かない。利子は月ごとに計算される (pp.25-26)。預金者は、総会 (年 1 回) あるいは 4 カ月ごとの委員会の会議に対して、自分の預金額と 4 % の利子を要求する権利をもつ。3 年以上メンバーであって預金額が £5 以上で、次の場合には、5 % の利子が与えられる。1) メンバーの死亡あるいは王国を離れる場合、2) 結婚の場合、3) メンバーが 50 歳の年齢に達した場合、4) 管理者 directors の役員会が預金者あるいは家族にとって有利と判断した場合、5) 病気その他の原因で生活ができなくなった場合 (この場合は管理者の役員会の判断で彼の預金から週ごとの手当を払うこともある)、である (pp.26-27)。預金者が 50 歳に達した場合、基金の状態が許せば、彼が権利をもつ額の 10 % を年金として生涯受け取ることを選択することもできる (pp.27-28)。預金はすべて 5 % の利子率で British Linen Company に預けられるので、利子の差額が生ずる。この差額分と端数の預金から生ずる利子は、機関の運営経費 (会計係 treasurer の給与と、その他印刷費など諸経費) の支払いと、「称賛すべき努力によってそれに値すると思われる規則的な預金者にプレミアムを与える目的に当てられる基金 [補助基金]」に充当される (pp.11-12)。これは、毎週規則的に継続して預金することを奨励するためである。またこの基金は、慈善家の寄付があれば増額する。当初の構想では、預金者の預金の払い込みについて、その額、時期のいずれも自由とし、友愛組合のように罰金や罰則は設けないとされていた。しかし、規則的な預金に強い動機を与えることが下層の人々の利益だという考えのもとに、1814 年の 8 月に次のような条項が追加された。すなわち、「各預金者は彼の預金に年 4s. 以上の額を追加することが義務づけられ、この規約に違反した場合毎年 1s. が罰金として補助基金 auxiliary fund に移されるものとする。」 (pp.12-13)

Ruthwell Parish Bank の特徴として、預金者が運営に参加するという友愛組合に近い形態をとっていることがある。この点についてダンカン、人々の猜疑心を克服するためには預金者の運営への参加が不可欠であるという。

「大部分の人々は、財産や教育の点で彼らよりまさっている人々に対してねたましく思う自然な感情をもっている。気を付ける必要があるのだが、彼らの多くは、彼らの利益を促進するように上層階級の人々を導く非利己的な考えを理解することがほとんどできないのである。また寛大さの装いのもとに二心（ふたごころ）と詐欺の証拠を見出すという経験をし、猜疑心を抱くようになってしまっている人々もいる。したがって、彼らから彼らのお金の管理権を取り上げるような計画は、おそらく必ずといってよいほど、最初は疑いの目で見られるであろうし、根拠のないたくさんの不安が無知な人々の心には生ずるであろう。計画の利点そのものが、彼らの目には、用心する理由となるのである。」（Duncan, 1816, p.8）

ただし、ダンカンは、運営の重要な部分は知識のある上層階級の役員がになっている点で、友愛組合と異なっていることを強調する。友愛組合はメンバーの互助的な保険機関で、不真面目なメンバーの影響により、運営がうまくいかなることがあるが、そうした問題は排除されているという。民主的な形態をとることについては、預金者を安心させるという利点があるだけではない。彼によれば、上層階級の人々はすべて信頼できるというわけでもなく、民主的な形態は役員による詐欺や無作為を防ぐのに有効であるという（Duncan, 1817, pp.13-15）。

ダンカンは同じパンフレットの第2版（Duncan, 1816）において、友愛組合と貯蓄銀行の比較をしている。初版では友愛組合について問題点だけを指摘していたが、第2版では友愛組合が必要で有用な場合をあげ、貯蓄銀行と相互補完的な関係にあるとしている。病気や体力が衰えた時期はもっとも費用がかかるのであるが、収入は逆にもっとも少ないかあるいはまったくなくなる。つまり労働者の生活手段の獲得可能性は健康と体力に依存しているのであるが、もし不幸にも蓄えができる以前に、健康と体力が失われた場合には労働者はまったく無力な状態に置かれる。友愛組合はこのような場合に助けになるのであって、基本的に事故、病気、老齢に備えた互助的な保険機関なのである（pp.48-49）。労働者がたとえ貯蓄銀行の預金者になっていたとしても、十分な貯金ができないうちに病気や事故に遭えば、生活手段を失うことになる。友愛組合は、労働者を墮落させ貧困を増加するものとして批判される救貧法の欠陥を免れている。労働者は、友愛組合から手当を受けた場合には、自分の努力の成果を受け取っていると感じるのである（p.50）。

以上のように友愛組合の必要性を認めた上で、ダンカンは友愛組合の問題点を指摘する。第1に、友愛組合は保険数学的な原理に基礎を置いているのであるが、その原理の根拠が不確かである（pp.52-53）。（プライス R.Price の計算には誤りがある可能性があるという。

p.53) 第2には、友愛組合には新しいメンバーが継続的に加入して来ることを期待することができず、メンバーの多くが同時期に老齢に達し、破産する危険性がある。(若い人々が別の友愛組合をつくってしまう可能性がある。)(pp.54-55)(例えば、Ruthwell Friendly Societyの年齢構成は年月を経るとともに高齢者に偏ようになっていく。p.87) 第3には、その基金の運営がうまく行われぬ可能性がある(p.55)。第4に、民主的な運営形態がとられる結果、徒党が形成され誤った決定がなされる危険性がある(pp.55-56)。もう一つ、以前に指摘した、友愛組合が個人々々による事情の相違や個人の事情の変化に対応できない、ということがある。これは、貯蓄銀行と友愛組合を組み合わせることで解決できるとする(p.58)。

Edinburgh モデル：

Ruthwell の場合規約が複雑にすぎ、また慈善機関的な性格が強く、銀行業としての性格はあまり持っていなかったといえる。Edinburgh Bank for Savings は、フォーブス J.H. Forbes⁽²⁹⁾ によって設立され、1814年1月14日に営業を開始した(Forbes, 1817, p.7)。預金は1s. 以上から受領され、利率は年4%で、必要なときには利子とともに元金が払い戻される(元金保証)。月曜日に事務所が開かれ、預金の受領と引き出しに応ずる。利子は預金が12s.6d. (ペンス) に達するまではつかない。利子は月ごとに計算される。預金が£10に達したとき預金者は預金を引き出さなければならず、預金者の選択する銀行に預金することができ(スコットランドの銀行は利息を支払って預金を受け入れていた)。しかし、預金者は新しい口座を貯蓄銀行に設けることができる。預金は Sir William Forbes and Company に預けられる(Forbes, 1815, pp.6-7)。全体の手続きが簡単で便利であった(pp.12-3)。これは、無報酬で善意により役員になる人の負担を少なくし、役員を確保するためであった。

Edinburgh Bank の開業後の実績についてみると、1815年10月1日時点では、預金者数が745人、払い込み預金額が£2,423、引き出し額が£1,094、預金残高が£1,329ほどであった(Forbes, 1816, p.10)。5年後には預金残高は£3,249であったが、これは大都市の貯蓄銀行としては期待外れの結果であった(H.O.Horne, p.48)。

Ruthwell Parish Bank と Edinburgh Bank の重要な相違をまとめると、1) Ruthwell では預金者が運営に参加したが、Edinburgh では参加しなかった、2) Ruthwell では預金者のモラルを調査し報償を与えたり、預金の引出しに制約を設け罰金を設けたりしたが、Edinburgh では預金者のモラルを調査しなかった、ということになる。Edinburgh Bank は通常の銀行事業に近く、業務が単純化されていて役員員の労力負担が小さかったので、この方式が広く普及することになった。1815年末までにはスコットランドには多くの貯蓄銀行ができた。

Bath モデル：

ヘイガース John Haygarth⁽³⁰⁾ の提案により、1815年 1 月に Bath にランズダウン侯 The Marquis of Lansdowne を Patron として設立された。この機関の設立以前に Bath には Servants' Fund がつくられていた。1808年に 4 人の貴族夫人 Ladies と 4 人の Gentlemen から成る協会が、Bath の召使いを対象として、彼らの賃金のうちから貯蓄できる部分を預かるという目的で設立された。この協会の預金額は £2,000 を越えないものとされていた。年利利率は 4 %、12s.6d. 当たり 6d. で、預金が £50 に達したら引き出されなければならないことになっていた。この払い戻しの際、理事 Trustees は国債に投資することを勧めた (Haygarth, 1816, p.1)。この Servants' Fund は賢明に運営され、成功を収めた。これを発展させる形で、バース貯蓄銀行 Bath Provident Institution は設立されたのである。

Bath Provident Institution の運営は、次の通りである。1s. 以上の預金を受け入れ、預金の上限はない。ただし、預金額が £1 国債を購入できるようになるまで利子はつかない。すべての預金は 5 % 国債または他の政府証券に、3 人の理事の名前で投資され、預金者はその所有者となる。配当 (利子) から経費として 6 分の 1 が控除され、預金者は 6 分の 5 を受け取ることができる。預金の引き出しについては、月の最初の月曜日に出納係 Actuary に通知することにより、所有者は彼の国債の全部あるいは一部を売却してもらうことができる、そしてその通知から 28 日経過以降の任意の月曜日に、当該国債の売却の時点での価格の全額をすべての経費を除いた最後の半年間に生ずる利子とともに、受け取ることができる (pp.52-55)。

Bath Provident Institution のもっとも重要な特徴は、預金者を国債の所有者とすることで、国債価格の変動から生ずるリスクを預金者が負担するようになっていることである。これは、スコットランドのように安全で確実な投資先がイングランドにはなかったので、貯蓄銀行の役員がリスクを負担せず、貯蓄銀行の存続を確保するためにとられた方法である。もしこうした方法が採られなければ、役員になる人を確保するのは困難であったであろう。この方法では、人々は預金に不安を感じずと思われたかもしれないが、運営開始から最初の 1 年間で £4,018 の預金があった (p.90)。

バース方式は、リカードウがその設立と運営に加わったロンドンの Westminster において、ほとんどそのまま採用された。それは、ウェストミンスター貯蓄銀行 Westminster Saving Bank (正式名称は The Provident Institution for Savings, established in the Western Part of the Metropolis) の設立運営に積極的に関わったヒューム Joseph Hume⁽³¹⁾ の説明に明らかである。相違は、Westminster の場合 3 % 国債に投資し、配当を年 2 回に分けて支払うという点ぐらいである (Hume, p.14)。

イングランドでは、エディンバラ方式をとって設立される貯蓄銀行もあった。代表的なのが、Southampton に G.ロウズを中心として設立された貯蓄銀行 Provident Institution; or,

Saving Fund for the Town of Southampton and its Vicinity である (1815年11月開業)。Southampton の場合、預金者は国債の所有者とならず 4 % の利子と元本を保証されたので、国債価格の変動によるリスクは役員にかかり機関の存続が保証されないことになる。そこでとられた措置は、各預金者の預金に上限を設定することであった。すなわち預金額が £25 に達した時点で、預金者は預金を引き出すか、自分の名前で公債に投資するかを選択しなければならなかった (Beaumont, 1816, p.25)。(ただし、後にこの上限は £50 に緩和された。Rose, 1817, p.18)

5-2 貯蓄銀行に対する批判

ロウズ法の成立 (1817年) 後貯蓄銀行はイギリス全土に広まっていったのである (後述) が、貯蓄銀行を批判的にみる考え方がなかったわけではない。貯蓄銀行に非常に厳しい批判をしている例として、ローソン (Edward Lawson) の批判がある (Lawson, 1818)⁽³²⁾。

ローソンは「貯蓄銀行というこの最高の欺瞞」と呼び、貯蓄銀行そのものが国富の減少をもたらす人々のモラルを堕落させるとして批判する。ローソンによれば、貯蓄銀行は次の 2 つの効果をもつ。すなわち、

- 1) 貯蓄銀行には国富を増大させるのではなく減少させる傾向がある。
- 2) 貯蓄銀行は貧民のモラルを向上させるのではなく、それと反対の傾向をもっている (p.16)。

第 1 の点に関して、ローソンは次のように説明する。国富は貯蓄がありそれが投資されることによって増加するのであるが、貯蓄は 2 つの仕方で生ずる。1 つは、富 (所得) の増加があったときその増加からの貯蓄である。もう 1 つは、支出の節約によって生ずる貯蓄である。前者の貯蓄、すなわち所得の増加から生ずる貯蓄が投資されるのではなく貯蓄銀行に預けられることによって、富の増加は停止し、追加的労働需要は生じない。次に後者の貯蓄、すなわち労働者の消費を切り詰めて貯蓄させ、それを預金させる場合には需要の減少と生産・雇用の減少が生ずるという (pp.16-9)。このように、貯蓄銀行は、国富の増加を停止させるだけでなく、減少させるというのである。

ローソンは、次の点を強調する。すなわち、貯蓄銀行の推進者たちはそれによって貧民の浪費 (例えば飲酒など) が抑制されるといい、このことがもたらすそれ以上の効果については言及しない。しかし、もしジンの消費を減らしそれだけ貯蓄させることに成功したとした場合、この産業に対して破壊的な影響がある。例えば、ジンやポーター (ビールの 1 種) の消費を減らし節約した分を貯蓄銀行に預金したとする。それによる第 1 の影響は、大麦の栽培の減少、醸造所、蒸留所の減少、そしてこれらの産業における雇用の減少である (p.20)。

「その場合、これらの (雇用から排除された) 人々はどうなるか? 彼らは (消費を減少さ

せ)彼らにこれまで(消費財を)供給してきた何千人という人々を雇用から投げ出すであらう。彼らは何か他の仕事をすればよいといわれるかもしれないが、何があるであろうか。人々はジンその他を飲まないで貯蓄したお金を貯蓄銀行に入れるのであり、したがって他のいかなるものも追加的に需要されないであろう。また他の産業に人手の不足はなく、追加的需要はないのであるから、当然彼らはすべて飢えざるをえない。」(pp.20-1)

もし人々がジンなどの消費を減らしても、その分を貯蓄銀行に預金しないで他の何かを購入するのに支出すれば、結果はまったく異なったものとなる。その場合、他の産業において労働への追加的需要があり、仕事を失った人々が他の産業に転じさえすれば、すべての人々が雇用される。その場合の問題は、主にある産業から別の産業への労働者の移動の困難にある。「しかし貯蓄銀行は、貯蓄を産業の促進のために支出しないで何十万人という人々を雇用から投げ出し、貧欲を刺激する以外の何物も促進しない場所に貯蓄をおいておくだけである。」(p.21)貯蓄銀行は預金で国債を、つまり誰かがすでに所有している国債を購入するのであるから、商品に対する追加的需要を生まないのである(p.22)。

要するに、生産や雇用に関しては、貯蓄銀行が生み出す効果は、次のようなものである。すなわち、1つは、富の増加分をいっそうの発展にむけるのを阻止し、雇用の拡大を阻止し、富の増大を妨げることである。もう1つは、産業の商品に対する需要を減少させ、多数の人々を雇用から投げ出し、さらにこれらの人々に商品を提供している人々を雇用から排除し、富を減少させることである(p.23)。

次に、第2の貯蓄銀行の労働者のモラルに対する影響については、次のように述べる。貯蓄銀行は労働者のモラルによい影響を与えると主張される。「貯蓄銀行を称賛する人々は、人々に際限のない欲望を植え付けることによって、人々を道徳的にすることを期待している。」(p.23、傍点は原文)しかしローソンは、貯蓄銀行は道徳を改善するのではなく、浪費という悪徳を貪欲というもっと重大な悪徳に置き換えるにすぎない、と主張する。「飲酒の罪は唾棄すべき悪徳である。それは確かに嫌悪すべき罪であるが、それに貪欲の罪がとって代わるとすれば、それははるかに重大な悪徳であらう。」(p.28)実際には、貧民のモラルは決して悪くはなく、互いに欠乏を補い合い助け合うという美德をもっている。浪費や飲酒の悪徳はあるにしても、道徳性において他の階級の人々と比べて決して劣るものではない、とローソンは見なしている(pp.28-9)。

「貯蓄銀行の紳士諸氏が勧めるように、お金を自分の手元かあるいは貯蓄銀行に保蔵する hoard することは、社会を害することである。それは商品相互の交換手段を奪い去ることによって、すべてのものを停滞させる。しかし貨幣は富 riches そのものではなく財産でもなく、財産の印(しるし)あるいは尺度である。もし国内のすべての紙幣が燃やされたとしても、すべての実質資産は以前と同様に豊かである。もし国のすべての財産が破壊され紙幣が残るならば、その結果この欲求は、青空によって満たされないのと同様に満たされな

いであろう。したがって貨幣を蓄積することは財産を増加することではない。しかしながら貨幣は、手から手に渡る商品の価値を測る尺度として不可欠である。したがってそれを保蔵することは、この移転を妨げることであり、産業にとってきわめて有害なのである。」(p.32)

上の議論を見ると、ローソンはケインズの有効需要の考えに近いものをもっていたように思われる。その観点から貯蓄銀行による人々の貯蓄の促進が、需要の減少をもたらし、生産と雇用の減少をもたらすとしたのである。

ローソンは、友愛組合は貪欲を刺激することはないとして、好意的に評価する。

「これらの組合は、貯蓄銀行と顕著な対照を示している。貯蓄銀行は利己心、そして富を獲得する欲望に基礎をおいている。それは人間を完全に孤立化 individualize させ、彼の貪欲を刺激する際限のない展望を示す。...社会から分離され一般的な必要から援助を引き揚げ自分のための財産を積み上げる人間は、貪欲な covetous 人間である。彼をそうするようにしむけ、そうすることに称賛を与える制度は、貪欲 covetousness の推進機関である。」(p. 33, 傍点は原文)

このような貯蓄機関が推進される背景には、真の慈善心以上の何かがあるとローソンはみる。ローソンによれば、地主たちは貧民を扶養するために多額のお金を救貧税として負担することに嫌気がさしており、貧民を扶養しない口実を与えてくれるどのような方法をも歓迎する。さらに、国債が多額に累積しており、国債の所有者たちは、貧民が暴動を起こすか、なんらかの革命的な動きが生ずれば、国債の価値が暴落することを知っているので、貧民をともに国債の所有者にすることによって、貧民にとって国債の価値を維持することが利益となるようにする方法を歓迎しているのだと推測している (pp.34-5)⁽³³⁾。

貯蓄銀行が利己主義をあおるという批判は、かなり広くみられた批判のようであり、ダンカンがすでにそのパンフレットの初版で取り上げており、「貯蓄銀行は下層民の利益を意図しており、下層民においては勤勉と節約がまだ習慣となっておらず、勤勉と節約は人間の多くの徳の基礎なのである」(Duncan, 1815, p.20) と、貯蓄銀行は勤労と節約の精神をやしない、人々の道徳を向上させることを強調している。貯蓄銀行を推進した人々の多くは、労働者の自立を図るとともに、労働者の道徳的な面での向上が貯蓄銀行によってもたらされることを期待していたのである。

貯蓄銀行がイギリス各地で設立され始め、以上のように貯蓄銀行をめぐる議論がさかんに行われるという状況のなかで、リカードは友人のトラワと貯蓄銀行のあり方をめぐって論争するとともに、実際に貯蓄銀行の設立と運営に積極的に関わったのである。

6 リカードウの貯蓄銀行論

リカードウとトラワHutches Trower間の貯蓄銀行をめぐる議論はロウズ法の成立（1817年7月12日）の前後の期間に集中して行われた。以下、この議論の中からリカードウの貧困問題と貯蓄銀行についての考えを探ることにする。

6-1 貯蓄銀行の評価

リカードウとトラワの間の貯蓄銀行をめぐる論争は、トラワが1816年1月19日付けの手紙で、次のように問いかけたところから始まった。

「君は貯蓄銀行についてどのように考えられますか？できれば、この問題についてなにか資料を送ってください、お願いします。私の考えでは、貯蓄銀行は、うまく運営されるときは、貧民の生活状態と品行のいずれをも改善する非常に重要な手段です。貯蓄銀行は最終的には救貧税の圧力を減らすのにきわめて効果的でしょうし、しだいに慈善団体にとって代わるだろうと期待しています。」(Trower → Ricardo, 1816/1/19, VII, p.12, 訳 p.13)

これに対する返事でリカードウは、貯蓄銀行はすぐれた機関であって、運営さえうまく行えば、貧民の生活の向上と道徳の改善に役立つとするが、同時に注意すべき点についても指摘する。

「貯蓄銀行にかんする私の意見を聞かせよということです。私はそれらは優れた機関であり適当に運営されるならば、貧困者の状態と道徳とを改善するのに役立つと考えます。しかし私の危惧する点は、それらは最初は大きな信用と財産とをもっている人たちによって設立されるでしょうが、——それが普及するにしたがってやがて投機的な商人たちが、利潤を引き出す事業としてそれを企てるだろうということです。貧困者たちはその資金の運用についてある種の拘束力をにぎっていなければなりません。さもないかぎり地方銀行の無限の増加からくるものと同じ弊害が生ずるでしょう。

この拘束力は立法府によって与えられねばなりません。そうでないと設立者の失敗にたいしてなんらの保障も与えられぬことになりましょう。貧困者たちはこれらの貯蓄銀行を設立する当事者の資産と信用とを調べるなんらの手段をも持っていません。」(R → T, 1816/2/4, VII, p.16, 訳pp.18-9)

上の手紙では、貯蓄銀行は「貧困者の状態と道徳とを改善するのに役立つ」としか述べていないが、トラワに宛てた後（1816年3月9日）の手紙では、より具体的に、述べている。

「王国のすべての地方に貯蓄銀行が普及することは、もし富裕で事情に通じた人たちがそれにたいして若干の注意をはらってゆくならば、非常に役立つでしょう。それは貧しい人たちのあいだに節約心と将来への配慮とを導き入れるようになり、やがて、貧困者のいっさいの不幸をたたえた大きな流れの源となっている、あまりに過剰な人口への傾向を阻止

するかもしれません。」(R→T, 1816/3/9, VII, p.26, 訳 p.30)

リカードは貯蓄銀行は労働者に節約心を身につけさせ、将来への配慮を生み、人口増加を抑制する効果をもつとして、貯蓄銀行の積極的な意義を認めている。しかし同時に、貯蓄銀行が投機的な商人によって利潤追求の手段として利用されるという危険があり、この危険を防ぐためには、預金者が資金の運用について拘束力を握るようにしなければならない、とその危険性も指摘している。上でみたように、Ruthwell Parish Bank の場合、預金者が年総会に参加し、一部の役員を預金者の中から選び、その役員が運営委員会に加わるという形で、預金者によるある種のコントロールが行われていた。リカードが具体的にどのようなコントロールの方法を念頭においていたかわからないが、法律の規定によってそれが与えられることが必要であるとしている。

リカードが運営に参加した最初の貯蓄銀行は Provident Institution for Savings, established in the Western Part of the Metropolis — Westminster Saving Bank) である。設立の会合においてリカードの友人であるヒューム Joseph Hume の動議によって、バース方式を採用することが決定され (Haygarth 1816, pp.17-9), 1816年 4月15日に開設された。(この貯蓄銀行には、Bath Provident Institution の管理者 managers の1人であるエルウィン Hastings Elwin が参加していた。) 預金者を国債の所有者とする必要性についてはリカードも同じ考えをもっており、シティーにおける貯蓄銀行の創立の会合においてバース方式の採用を主張し、シティーでも同じ方式がとられた (VII, p.50n, 訳 p.58n)。トラワは、バース方式を採用した貯蓄銀行 (ゴダルミン Godalming 貯蓄銀行, サリー州) を設立する (1816年 4月15日) (Pratt 1830, p.189)。

同じ1816年の4月にはロウズ George Rose によって貯蓄銀行に関する法案が議会に提出された。その法案は、すべての貯蓄銀行が四季裁判所 Quarter Sessions に登録し、その規約を寄託する、資金を取り扱う役員は担保を出す、預金はイングランド銀行の減債基金委員会の口座に預け、£100当たり年£4.11s.3d. の利子を受け取ることができる、£30までの預金者は教区救済から排除されない、ということ等を内容とする (Poynter, p.293)。この法案に関してトラワは、預金者によるコントロールを排除すべきであるという、リカードとは逆の見解を表明している。

「法案が構成員と呼ぶ預金者がその機関を支配するという原則に基づいて、この法案の全体はつくられています。どの委員会も、その行使するすべての権限は、預金者に由来すべきで、預金者がその権限を委任することになっています。ところで、これらの機関が設立され運営されるべき原則は、預金者はその業務の運営について口出ししないし、また、監督しないということです——これらの機関は、貧困者が自分でできないことをおこなう——彼らの金を管理するという、はっきりした目的のために設立されるのです。だから、預金者がその経営に干渉する権限をもってはならない、ということが肝要です。この法案は預

金者にこれらの機関の役員の選任をまかせています。」(T→R, 1816/5/24, VII, p.33, 訳 p.39, 傍点は原文)

トラワの念頭に友愛組合のことがあったのかどうかははっきりしないが、恐らくは金融業務に詳しい役員が国債に投資する上での判断が、預金者によって妨げられべきではないという考えがあったものと思われる。

6-2 非排除条項

ロウズ法案についてリカードとトラワの間でもっとも大きな論争点となったのは、貯蓄銀行へのある一定額以下の預金者を救済対象から排除しないという条項（非排除条項）であった。これについて、少し長くなるが、トラワの考え方をよく表しているので、リカードに宛てた1816年8月20日付の次の手紙を引用しよう。

「私は、長い手紙をエルウィン [Hastings Elwin] から受けとっています。この手紙は、預金者に教区救済を拡大するという大問題にかんするロウズ法案の条項を主題としたものです。彼は、その発案の原罪は私にあるので、私には、自ら生み落したものを育てる義務があると言っています。その策を承認することは、貯蓄銀行を成功させるに不可欠だと確信していますのに、法律家はそれにたいして強い異論を抱いていることを知り、残念に思います。そういう策がとられないかぎり、彼の意味する貧者は、貯蓄銀行とまったく関係をもたないでしょう。私は預金者は、預金者としてはかならずしも教区救済から除外されるべきでないこと、それを特別な場合に適用するについては、(当然のことながらその場合だけ) その判断の自由を治安判事に任せること、このことを明確にする確認条項がとり入れられることを希望するにすぎません——この問題を回避することはできません。問題は発生するでしょうし、解決されなければなりません。個々人の気まぐれな対立した意見に委ねておくよりも、立法府が一般的に解決するほうがずっと賢明です。私は、そのような救済を必要とする場合は、あまりないだろうということも確信しています。将来に備える習慣から、ときどき、稼ぎの一部を貯える人々が教区のやっかいものになることは、おそろくないでしょう。しかし、不慮の出来事や不幸によって、救済を受けることが必要になるかもしれません。だから、そのような事情におかれた時はいつでも、隣人と同じように、彼の教区の援助にあずかなければなりません。人が牛を持っているか、豚を持っているか、キャベツ畑を持っているかによって、救済は拒否されません。では、自分の貯金をこのように使う人々が、それを貯蓄銀行に預けておくのよりも優遇されるべき理由はどこにあるのでしょうか。しかし、場合によって違った結果になることを認めるとしても、なお、貧しい人々が一般に分別と節約の習慣を身につけるよう仕向けるために預金者を優遇することは価値あることだと私は言いたいのです。その習慣から、われわれはもっとも重要な結果を得ることを期待するのです。」(T→R, 1816/8/20, VII, pp.63-4, 訳 pp.73-4, 傍点は原

文)

すなわちトラワは、ロウズ法案の非排除条項は貯蓄銀行の成功にとって不可欠だということである。労働者が自らの努力によって将来に備えるため蓄えをつくったからという理由で救済対象から排除されるとすれば、労働者は将来万が一失業したり病気やけがをして働けなくなった場合のことを恐れるであろうから、貯蓄銀行に預金しないであろうとみる。トラワは、この非排除条項を非常に重要であると考えていた。そして預金者にも必要な場合には救済を与えることを法律で規定すべきであるという。その後のリカード宛の手紙(1816年11月19日付)でも、預金者が救済を受ける権利が法律によって保証されないかぎり、治安判事は救済を与えることを躊躇するであろうから、法律による規定が不可欠であることを再度強調している(VII, pp.96-7, 訳 pp.113-4)。

ロウズ法案の非排除条項については、エディンバラ貯蓄銀行の設立に中心的な役割を果たしたフォーブス John Forbes も、その必要性を認めていた。この条項には反対が強かったようで、審議の過程で何回かの修正を受けた。修正を受けたある段階の条文をフォーブスが引用しているので見ておこう(Forbes, 1817)。

「貧民監督官その他は、そうした機関の預金者に対して、そうした機関の基金に彼が分け前をもっているという理由で、そうした機関の基金に分け前をもっていなかったならば受ける資格があったはずの教区救済を与えることを拒否してはならない。ただし、貧民監督官がそうした申請を2人の治安判事その他に対して行った場合は別である。この場合には、そうした2人の治安判事が、問題のケースおよび関連するすべての事情の十分で適切な調査と検討の上で、それらに関して適切と判断される命令を出すことは、適法であるべきであり、また適法でありうる。」(p.83)

トラワが上の手紙で言及していたのは、このような条文かそれに近いものであったと思われる。この条項についてのフォーブスの評価は、一見するとこの条項は反対すべきものであると思われるが、貯蓄銀行を労働階級が受け入れるようにするための唯一の手段として、何らかのそうした規定を少なくとも一時的に導入することに賛成である、というものである。

「上のように修正された形では、反対すべき点はない。それは、あれこれの場合に、判事が健全な判断を行使する権限を与えている。例えば、労働者が牛や豚、あるいは彼が小屋や庭をもっている場合、もし長期間にわたる病気あるいは彼の雇用源の完全な停滞によって大家族の必要に迫られて彼が一時的な救済を求めることを余儀なくされたとしても、救済を受ける前にまず彼の困窮の原因がなくなったとき彼に役立つ彼の家族の生活手段を処分するように彼に要求するのは賢明ではないであろうし、また慣習でもないと思う。もしそうしたならば、救済が与えられる前に彼は受救貧民の状態に陥っていることになる。この結果、不足分の救済だけでなく、彼と彼の家族の生活は全面的に教区救済に依存するよ

うになり、一時的な負担は恒久的な負担になる。... 労働者が預金から受け取る利子（配当）は、あらゆる点で、牛や庭が生み出す生産物と同様なものである。」(pp.84-5)

要するに、現行の救貧法の影響が人々の習慣や感情に影響するかぎりでは、そうした条項を否定することは、労働者が救済を受ける前に彼のすべての貯蓄を消費することを強制することを意味する。自分の欲望を抑え貯蓄の努力をした結果、救済を受けられなくなったとすれば、彼は欲望を抑えたことを後悔するであろう、という (pp.85-6)。

上に引用した1816年8月20日付のトラワの手紙に対するリカードウの返事は発見されていない。しかし、トラワからリカードウ宛の1817年1月17日付の手紙の中で引用されているリカードウの言葉にリカードウの考えがうかがわれる。

「君 [リカードウ] は「貧しい預金者に教区救済をあたえることによって、結局は彼らに教えこまなければならない有益な教訓を引き延ばし、そのかぎりにおいて、資金がさもなくば到達できるであろう高い率に落ち着くのを妨げる」と言われます。」(T → R, 1817/1/17, VII, p.117, 訳 p.138, 傍点は原文)

リカードウは、非排除条項については救貧法との関連で考える必要があることを指摘する。つまり、リカードウにとって救貧法を廃止することが、労働者の賃金率を引き上げるとともに労働者が自立の精神を身に付けるのに必要であり、非排除条項が救貧法の廃止に役立つあるいは逆にその廃止を遅らせるかという観点から判断されなければならないというのである。

「では救貧法の悪い影響を認めて、その廃止が望ましいものだと仮定しましょう。すると、問題はいかにしてそれを実現するか？ということです。救貧法の適用を次第に制限してゆき、貧民が自分自身の努力だけに頼るように仕向ける以外にそれを実現する方法がありますか？その実行方法は、まず第1に救済を絶対に必要とする者以外には救済をいっさい与えない——それらの者にたいしてももっとも控え目に与え、そして最後に救貧法を全然廃止してしまう、ということではないですか？もしも救貧法を、それ以外に生活手段をもたない者だけでなく資産をもつ者にたいしても適用しなければならないとすれば、それらの適用を制限するかわりにそれを拡張することになるでしょう。また人口の増加を抑制するかわりにそれをいっそう助長し、われわれが目的とする究極の結果からますます遠ざかることになりましょう。... 貯蓄銀行法案の例の条項は、その救貧税にたいする影響という点から吟味しなければなりません。それが削除されるならば救貧税の適用は限定されることになり、——貧民層の一部の人々が自分で自分を維持し、他の者によい道德的手本を示すことを助長することになり、こうして漸次よりよい制度を採用する途が準備されてゆくわけです。あの条項を支持するいくらか根拠のある議論は、もしそれがなければ貯蓄心を弱めるというもののだけです。しかし私はこれが当たっているとは信ずることができません。誰も救貧院での将来をあたまに描きながら貯蓄する者はありません。貧者も富者もすべて

幸運な将来を信じていて、順調にいつているあいだはけっして逆境のことなど考えるものではありません。」(R→T, 1817/1/27, VII, pp.124-6, 訳 pp.147-8)

つまりリカードは、非排除条項を削除してこそ救貧法廃止への道が開ける、というのである。非排除条項があれば労働者の教区救済へ依存する精神はなくなり、救貧法廃止への展望も開けないと見ているのである。トラワも救貧法を廃止すべきである点ではリカードと意見が一致するのであるが、リカードとは逆にトラワは抵抗を少なくし救貧法の廃止をすみやかに達成するためにこそ、非排除条項が必要であると主張し、リカードにその条項の必要性を認めるように説得しようとする。

「君と私は、救貧法のもつ悲しむべき傾向と、それをよりよき制度に改める必要性に関しては、意見の相違はまったくありません。唯一の問題点は、この重要な変更がどうすればもっとも容易にかつ効果的に達成されうのか?ということです。この大きな目的をきわめて大幅に促進するものとして、この貯蓄基金の制度に期待をよせるものです。また、この変更にとまなうはずだと思われる弊害の数を少なからず減らすよう工夫されたものとして、期待をよせています——それゆえ、私はこれらの銀行をわが国全体に広めたいと望んでいます。このことは、銀行の預金者となる誘因を貧者に提供することによってのみ達成されることが出来ます。そこで、もし必要ならば、ある制限のもとで、預金者に救済を与えることができる条項を私が切望する唯一の理由は次のようです。つまり、貯蓄銀行は預金者に大きな刺激をあたえ、お金を貯蓄し、そうすることによって貧者をなくするように計画されたものだと考える、ということです。」(T→R, 1817/2/9, VII, pp.128-9, 訳 p.152, 傍点は原文)

トラワは、救貧法の廃止を目指す点ではリカードと意見は同じであるが、それを実現する方法についての考え方が異なるだけである、というのである。非排除条項は貯蓄銀行の成功に不可欠なのであるが、貯蓄銀行は救貧法の廃止を促進するとともに、救貧法廃止に伴う「弊害」を緩和するとトラワは考える。

このようなトラワの説得に対する次に見るリカードの回答には、非排除条項の除去を主張するリカードの考えがより明確に示されている。リカードは上のトラワの説明に反論して次のように自説をより詳細に示す。

「救貧法の有害な傾向についてわれわれの間に意見の相違がないことを喜んでいます。——われわれ二人はそれが改正もしくは廃止されることを願っていますが、そんなに有益な目的を達成する手段については完全な意見の一致をみていないと思います。もし私が君と同じように貧しい人たちは問題の条項によってこれらの貯蓄機関の預金者となる大きな刺激をあたえられると考えるならば、私はそれを支持するでしょう。それが存続すると心配な点は、その結果救貧税の増加をまねくということよりもむしろ救貧税を減少させないだろうということです。... われわれの目的は彼ら〔独身労働者〕が賃金のなかから貯蓄できる

ものを蓄積するように奨励することですから、問題は、この条項の挿入もしくは削除が彼らの心理にどんな効果をあたえるかということです。君のお考えは、彼らはたえず貧困化の機会を目撃しており、また彼ら自身が貧困状態に陥る見込みがきわめて強いために、もし資産をもつと救済が受けられなくなるとすれば、資産を得ようとする動機をもたなくなるだろうというものです。私は反対に、彼らが得た資産を支出して自分の必要を満たすからといって、資産を得たためにかえってより悪い状態になるという訳のものではないと考えます。この点はもちろん君もお認めになるでしょう。しかしわれわれはすべて不運に見舞われる機会をさして眼中においていず、したがって稼ぎ高の一部を貯蓄できる程度の賃金を得ている労働者の心に、貧困に陥るかもしれないという恐怖が効果を与えることはほとんどありえない、というのが私の意見です。もっとも楽観的にみて、これらの貯蓄機関から期待しうる唯一の好結果は労働者中のこの部類の者〔独身労働者〕を救貧税の影響から引き離すことで、こうして被救済者の数を減らして、彼らに（いっそう）独立心をうえつけるということです。この目的をもっとも確実に達成するためには、人間によい習慣を実行させる保証をとることです。この条項を削除してご覧なさい。彼はその蓄えを確保しておくために、つつましく慎重にやってゆかねばならぬことを知るでしょう。逆にそれを挿入してご覧なさい。すると彼は蓄えに手をつけないで1週間なり1カ月なり遊んで暮らせることを前の場合と同様に確実に知るでしょう。」（R → T, 1817/2/24, VII, pp.133-4, 訳 pp.157-9, 傍点は引用者）

リカードウは、非排除条項があれば労働者は貯蓄に手を付けないでも遊んで暮らせると考えてしまい怠惰な習慣から抜け出せないのに対して、それがなければ慎重さを身につけると指摘し、非排除条項が救貧法によって生じたかあるいは促進された他者への依存心からの解放を遅らせると考えているのである。リカードウにとって救貧法の廃止を早めるには、非排除条項を取り除くことが必要であったのである。

6-3 貯蓄銀行の預金者

非排除条項をめぐる議論の中で問題になったのは、上の引用文にすでに現れているように、貯蓄銀行の預金者になりうるのはどのような人々か、ということである。賃金に関してトラワの見方では、労働者を独身労働者と既婚労働者に分け、現実の賃金は既婚者には不十分であるが、独身者には十分以上であり、独身者の賃金の余裕分は浪費されてしまっている。したがって、貯蓄銀行の預金者となりうるのは主として独身労働者である。

「賃金の問題をもっと詳しく調べ、その問題点がなんであるかを見ましょう。この観点からは、貧しい人々は当然、2種類に分けられます——第1は、自分だけ生活できればよい独身者であり、第2は、自分の家族をも扶養しなければならない既婚者です——第2のものに対しては、たしかに現在の賃金は不十分であり、引き上げられねばなりません。しか

し、第1のものに対しては、十分すぎます。もし、この剰余が将来に備えて留保されるならば、将来の余分な需要を満たすための基金となるでしょう。しかし、それはすべて浪費されています。... ですから、独身者に倹約と節約の習慣をすすめるように努力しなければなりません。これこそが貯蓄基金の目的なのです。しかし、もし人々が自分自身の利益のためにではなく、自分の隣人[救貧税を払う金持ち]の利益のために貯蓄しているのだと気づけば、誰もこれらの銀行に所属しなくなるでしょう。浪費者に拡大されたその救済が拒否されることがわかると、彼らはこのことに気づくにちがいません。... それゆえ、主たる目的は、独身者や青年に倹約の習慣をつけさせることにあると思われます。この目的を達成するためには、たとえ若干の犠牲を払って問題になっている条項を1つだけ認めても、十分に価値あることです。」(T→R, 1817/1/17, VII 117-8, 訳 138-40, 傍点は原文)

救貧法が存在する現状では貯蓄銀行の主な預金者になりうるのは独身労働者であるという点については、リカードも同意する。すなわち、

「おっしゃるように労働者には2つの階級があります。すなわち独身の労働者と既婚の労働者です。救貧法はこれらの階級の賃金を独身労働者がようやく生活を維持しうる最低限の額にまで引き下げようとする傾向をもっているにもかかわらず、この効果が完全に達成されることは多分ありますまい。そうでなければ、教区の救済を受けていない独身労働者もそれを受けている既婚労働者もおそらく預金者となりえないでしょう。なぜなら彼らは預金すべきものをもたないからです。すると独身労働者は、彼らがぜひ必要とする額以上を得ているものと考えねばなりません。われわれの目的は彼らが賃金のなかから貯蓄できるものを蓄積するように奨励することです。」(R→T, 1817/2/24, VII, pp.133-4, 訳 p.158)

ヘイガースによる事例：

貯蓄銀行の預金者となりうるのは現状では主として独身労働者であることは、バース貯蓄銀行 Bath Provident Institution の設立に中心的な役割を果たしたヘイガースも指摘している。ヘイガースは、労働者の賃金と生活費の関係、そして貯蓄することがいかに労働者の生活を向上させるかということを具体的な数字で例証しているので、それを見ておこう。

ヘイガースは、労働者にとって貯蓄するということが彼の生活を向上させる上でいかに有効かを示す次のような例を挙げる。名前 Charles Chilset, 住所 Gibb's Court, 21歳。夏季にはタイル張り旅職人 journeyman tiler として週 20s. を、冬季にはかごかき chairman として週 40s. を稼ぐ。彼は7カ月前に結婚し、週 4s. の家具付きの部屋を借りている。同じ部屋が、自分で家具をそろえた場合、週 2s. で借りられる。彼が借りているのよりもっとよい家具が、£ 7 か £ 8 で購入できる。もし家具を買っていたとすれば、彼は週 2s., 年 5 ギニー (1 ギニーは £ 1.05 すなわち 21s.) を節約できた。彼は独身のあいだは、週 10s. で十分に生活できたであろうから、冬季には週 30s., 6 週間で £ 9 貯蓄できたことになる。もし彼

が結婚前に自分で家具を買うための£ 7.17s.4d.だけを貯蓄する努力をし、1年だけこの5ギニー、あるいは数年間10週間ごとに£ 1を貯蓄銀行に預けていたならば、彼は家賃の週2s.を節約でき、彼自身および彼の家族の生活をそれだけ楽にできたであろう。(Haygarth, 1816, pp.40-2)

ヘイガースは、長年貧民と関わりのあった治安判事の書記をしていた人物の証言から、この例が決して例外的なものではなく、ごく一般的な状況を伝えているという。そして15年間 Walcot 教区（バースでもっとも大きな教区）の貧民監督官をつとめた人物（Mr. Percival）の証言から、同教区で救貧手当を受けた400家族のうちで週6s.より多い手当を受けた家族は1つもなく、週2s.6d.を受けた家族が141ともっとも多かったことを例として挙げ、救貧手当に頼ることに比べて自分で努力して貯蓄することがいかに有利かを示している（pp.42-3）（付録1参照）。ヘイガースはさらに労働者の収入と生活について、次のように説明する。普通の労働者でも週あたり15s.を稼いでいる。独身のあいだは週10s.で十分に生活できるので、週5s.は貯蓄する余裕があるのであるが、一般的にはエールハウスで浪費されてしまう（pp.46-7）。旅煉瓦職人、大工等は、週1ギニーを稼ぎ、日曜日と月曜日とを酒を飲んで暮らす。熟練工は週2ギニーを稼ぐことができるので、彼は一般的に週の半分は酩酊状態であるという。彼の妻や子供もエールハウスでの飲酒パーティーに加わる始末である。熟練した靴職人は週2ギニー稼ぐことができるが、週15s.しか稼がない普通の労働者よりも生活状態は良くなく、反対に、よりぼろぼろの衣服をまとい不潔で、病気や仕事のない時に生活する手段をもたない。（pp.47-8）。

労働者の賃金と生活費については、トラワは、サリー州ゴダルミンにおいて週賃金が12s.で独身者の生活費は8s.で十分であり、妻と2人の子供を扶養するのに16s.必要であると述べている（T→R, 1817/1/17, VII, p.118, 訳p.139）。もちろん、地域によって労働者の週あたりの収入には違いがあり、労働者が一般に上のような生活をしていると見ることはできないかもしれない。しかし、上のような状況を例外的とすることもできないであろう。

6-4 利子率と元本の国家保証

次にリカードウとトラワの間で問題になったロウズ法案の規定は、貯蓄銀行が購入する国債はイングランド銀行の減債基金委員会の口座に預けられ、イングランド銀行は貯蓄銀行に対して£100当たり年£ 4.11s.3d.の利子を支払いかつ元本保証をする、そして預金者の預金は最初の年は£100以内、次の年以降は年£50以内に制限される、というものであった（Poynter, p.293, Burdett 1818, pp.79-81）。これについてトラワは、主に道徳的な影響を問題とし、リカードウに次のように意見を求める。

「減債基金委員会への一貯蓄機関の投資にかんするロウズ法案の新しい条項は、ロンドン

の貯蓄銀行によって、どのように見られていますか。また、それらの条項が議会によって採用されるとき、それに適合させて彼らの構想を練るようにしたいと考えているのかどうか、お教えいただきたく存じ、この手紙をしたためました。それは非常に重要な問題です——ありうべき損失から預金者を保護することが大いに望ましいことは疑いありません。ことに、そうすることは、これらの貯蓄銀行の影響力をいっそう拡大する手段となるでしょう。その保証は、慎重を期して貯蓄銀行の理事の権限のなかに入っていないませんでしたので、政府によって与えられるのがたしかに無難でしょう。反対論はつぎのようだと思います。つまり、そうすることによって、預金者は国家に利害関係をもちその安全は大いに彼ら自身の善行に依存している、という感情を等しくはもたないだろう、ということです…。私は今朝その法案を受け取ったばかりですから、まだ十分に考えていません。あなた方の貯蓄銀行、したがってまた、バースにあるわれわれの親貯蓄銀行は、どのような措置をとることを考えているのか、ご意見をお聞かせください。エルウィンはまだロンドンに滞在中ですか、もし滞在中であれば、この問題について、手紙をくれるようにお伝えください。

ロウズ氏がこの方策を採用したことは、彼の貯蓄銀行や、同種のものによって提供された貨幣の全額を返済する保証はしかねる、と彼が感じていることの完全な証拠です。そうでなければ政府の援助を求める必要がどこにあるのでしょうか？」(T → R, 1817/5/7, VII, pp.152-3, 訳 pp.181-2)

ロウズは、預金者を国債の所有者としない方式をとる Southampton の貯蓄銀行の設立に関わっていたので、最後の段落のような発言が出てきたのである⁽³⁴⁾。これに対するリカードウの反応は経済学者らしく、預金者への道徳的影響よりも、そうした規定がもたらす政府にとっての危険を指摘し、危惧を表明している。

「貯蓄機関の預金を理事者の意思によって(国庫)に寄託すると確定利付きの債務証券を手に入れることができるという特権が認められようとしていて、その[ロンドンの3つの貯蓄銀行の理事たちの]会合ではまちがいに、われわれがこの特権を利用できるように定款を変更することの得策いかんということが議論されるでしょう。預金者が預入した元金どおりの額を受領できる保証を与えられるということが非常に望ましいのであって、したがって預金者の預金を50ポンドに制限する点には非常な反対があっても、もしそれ以外の条件ではこの利益を確保することができないならば、この制限は承認されなければならないと私には思えます。...

大臣たちがあのような条項を承認したことにはたいへん驚いています。なぜなら、寄託額が非常に大きくなってくると、たんに国家に相当額の租税の負担を負わずだけでなく、戦争勃発のさい金融操作を非常に困難にするからです。預金の寄託にたいして、イングランド銀行が300万ポンドもの巨額の債務証券を発行したと仮定してください。すると、3分利付き公債の価格が85パーセントのさい政府がこれを買入れるとすると、政府は300万に

たいしてわずかに3 1/2 パーセントしか手に入れないわけですが、一方、同じく300万ポンドの債務証券の所有者にたいしては4 1/2 パーセント以上を支払うわけですから、年額3万ポンドの損失をこうむることになります。そして3分利付き公債の価格が60パーセントに下落している時期にこの300万ポンドの額が支払いを要求されたとするときわめて不都合なことになりましょう。なぜなら政府はこれを調達するために、それを購入したときの85パーセントとそれを売却するときの60パーセントの差額、つまり75万ポンドを損失することになるからです。してみると、私はこれらの機関の支持者ではありませんが、それがそのような法外な特別配当を受けてよいものとは思えません。とりわけ私は公共におよぼすこの損失が貯蓄にたいして大きな奨励をあたえるはずはないと確信していますから。貯蓄機関の預金者にとっては彼らの金にたいして受け取るものが5パーセントであるか4パーセントであるか、あるいは3パーセントであるかは貯蓄の習慣を決意させる点ではほとんど重要ではないでしょう。

これらの貯蓄機関の道徳的影響という点については、預金者が5万ポンドの金を預金の形でもっている、政府の債務証券の形でもっている、国家にたいする利害関係は等しいと感じ、したがって平和と善政に寄せる関心も等しいとお考えですか？この点について私はなんらの差異も認めることができません。」(R → T, 1817/5/9, VII 153-5, 訳 183-4, 傍点は引用者)

ここでリカードウは、トラワが問題にしていた道徳的影響については、預金者が国債の形でもっているか預金の形でもっているかは、国家の政策や平和・治安の維持への関心に影響しないであろうとして、問題にしていない⁽³⁵⁾。上の手紙の前段の部分でリカードウが言おうとしているのは、イングランド銀行が国債を預かり確定利付きの債務証券を発行するのは元本保証を与える点で重要であるが、その場合には預金者の預金額を£50に制限する必要がある、ということであろう。しかし、実際に成立したロウズ法では各預金者の預金額を最初の年は年£100に、2年目以降は年£50以内に制限するだけで、総額での上限は規定していない。後段におけるリカードウの言う「あのような条項」というのは、イングランド銀行が4%の確定利子率と事実上無制限の預金を認め元本保証を与えた規定を指しているであろう。リカードウの批判は、利子率が高すぎる、事実上無制限の預金を認めながら元本保証を与えていること、とりわけ後者に向けられている。イングランド銀行が巨額の国債を預かり元本保証をすれば、国債価格の低下は巨額の損失を政府にもたらす。また確定利率を保証しているので、国債価格の低下は実際にはより高い利子率になり、この利子率の差だけでも大きな負担をもたらす。こうした負担が政府の政策に大きな制約を課すことになるのを、リカードウは危惧していたのである。

6-5 議論のまとめ

以上に示されたリカードウの考えをまとめると、貯蓄銀行は貧困者の生活状態と道徳を改善するのに有効なすぐれた機関であるが、投機的な商人の金儲けの事業にならないようにする必要があり、そのためには貧困者たちが資金の運用について拘束力を持つことを法律によって確保しなければならないという。リカードウとトラワ間の議論は、ロウズの貯蓄銀行法案をめぐるもっとも活発に展開された。最大の争点となったのは、貯蓄銀行への預金者を救貧対象とするか否か、という問題であった。またリカードウは、政府による元本保証と高い確定利子率の保証を批判する。

£30以下の預金者を救貧対象から排除しないという非排除条項についてトラワは、貯蓄銀行を成功させるために不可欠な条件だと考える。リカードウは、この条項に強く反対する。トラワはさらにリカードウを説得してこの条項の必要性を認めさせるために、労働者を独身者と既婚者の2種類に分け、貯蓄銀行の主な預金者となる余裕があるのは独身者であり、その独身者に貯蓄の習慣を身につけさせるには非排除条項が不可欠だと主張する。リカードウの考えでは救貧法の廃止は賃金率を上昇させるが、逆に救貧法を廃止しなければ労働者に貯蓄する余裕は余りなく、貯蓄銀行は成功しない。その条項の必要性を主張する根拠とされるのは、それがなければ貯蓄心が弱められるというものであるが、リカードウはそれを否定する。リカードウはさらに反対の根拠として、非排除条項が救貧税を減少させないこと、労働者の勤勉さと自立心を弱めることをあげる。トラワが言うように、もっとも貯蓄を期待しうるのは独身労働者であるが、この条項があれば独身労働者に節約心は生まれないだろうという。

ロウズ法案に対するリカードウのもう1つの批判は、イングランド銀行が貯蓄銀行に対して支払う確定利子率が市場利子率を大幅に上回るという点、そして貯蓄銀行への事実上無制限の預金を認めながら預託された預金はすべて払い戻されるという元本保証を与える点に対してであった。イングランド銀行から貯蓄銀行に支払う利率は£100当たり年£4.11s. 3d. であったが、当時の3%コンソルの市場金利は£100当たり年約£3.15s. 程度であったから。これはかなり優遇された金利であったといえる。また事実上預金額の上限のない場合の元本保証は、国債の市場価格が下落した場合には、大きな負担を政府にもたらす恐れがあるという。リカードウが重要だと考えたのは、金利の高さよりも預金の安全性であったのである。

非排除条項は下院は通過したけれども、上院で否決された。ロウズ法案の残りの部分は承認され、1817年7月12日に国王の裁可を得て法律となった。この法律の成立の結果、1818年には多数（前年の57に対して119）の貯蓄銀行が設立された。貯蓄銀行の数が急激に増加し（1818年の末で約465の貯蓄銀行があったとみられる）（H.O.Horne, pp.80-1）、預金額も

急激に増加し（この中には金持ちの預金もあると見られる）、リカードウが危惧したことが現実のものとなって現れた。1824年には年間預金限度額は最初の年は£50、次年度以降£30に引き下げられ、預金総額についても£200の限度額が設けられた（Lewins, p.59）。1828年にはヒューム Joseph Hume は、当時の大蔵大臣グールバーン Henry Goulburn に対して、貯蓄銀行に支払っている超過利息（つまり国家の負担分）が£40,000から£50,000に達していると指摘した。しかしこれはまだ過少評価であって、実際は年間平均で£67,000を上回った（1818年から1828年の間の超過利息額は£744,363であった）。利率は£100当たり年£3.16s.1/2d. に引き下げられ、年間預金限度額も£50から£30に、総預金限度額も£200から£150に引き下げられ、£200を越える預金分については利子が支払われないということに、改訂された。（友愛組合などの慈善機関の預金総額は£300に制限された）。こうした変更も十分ではなく、1844年には再び金利と預金限度額の引き下げが行われた。利率を市場の実勢に合わせることは、貯蓄銀行の乱用を防止するためにも必要と考えられた（H.O.Horne, pp.100-4）。1844年時点で1,012,047人の貯蓄銀行預金者がおり、預金総額は£2,700万であった（p.111）。

7 リカードウの救貧論が目指したもの

リカードウは救貧法の廃止を主張する立場から貯蓄銀行を支持した。リカードウは、救貧法が廃止されることによって賃金率が上昇すると考えるので、救貧法の廃止がなされることにより貯蓄銀行も成功するとみた。救貧法を廃止する立場からは、貯蓄銀行は労働者の自立を促進するものでなければならず、したがって貯蓄銀行への預金者を教区救済の対象とする非排除条項は否定されなければならなかった。貯蓄銀行そのものが公的慈善の性格を持つてはならず、また自立的であってはいじめて長期的に存続可能となると考えた。そのため彼は預金者を国債所有者とするバース方式を支持したのである。リカードウは、貯蓄銀行の長期的な存続可能性と労働者の預金の安全性の確保を主眼とし、同時に貯蓄銀行の富裕層による乱用を防止しようとしたのである。トラフは救貧法の廃止を目指す点ではリカードウと同じであったが、非排除条項は貯蓄銀行の成功に不可欠で、救貧法廃止への抵抗や廃止に伴う弊害を緩和し、救貧法の廃止をかえって早めるとみたのである。

救貧法をめぐる立場は、基本的には3つあった。1つは労働者の救貧を受ける権利を認め救貧法を擁護するもので、W.ペイリーによって代表される。彼の思想は地主層を中心に大きな影響を与えた。これと対照的なのは、救貧法が有害な影響をもたらすとみて、その廃止を主張する立場であり、マルサスによって代表される。もう1つは、現行の救貧法の有害な影響は認めるがその廃止ではなく、労働者の自立をうながす方向での大胆な改革と

救貧行政の効率化を主張する立場で、ベンサムによって代表される。リカードウはベンサム・グループの1員であることを、「あなた [Francis Place] と同様に私はベンサムおよびミル学派の門下生です」(IX, p.52, 訳 p.57) と述べ、彼自身認めていた。しかし、救貧法に関するかぎりではマルサスの救貧法廃止の立場を支持していたのである。

リカードウは、その経済学の理論を展開するに当たっては完成された市場社会を想定していた。したがってそこでは自立した労働者の存在と自由で公正な競争が支配する労働市場が前提されていた。しかし現実には救貧法が存在し、労働者は公的な救済に依存していたのであって、自立しているとはいえなかった。賃金も自由な競争が支配する労働市場で決まっているとは、どうてい言えない状況であった。リカードウは、救貧法を廃止すれば、賃金率は上昇し家族持ちの労働者でもある程度貯蓄できる余裕が生まれ、貯蓄銀行の預金者となりうると考えていた。というのは、現実のイギリス経済は発展しつつある状態にあり、救貧法のような障害がなければ、賃金率は生存水準を上回っているはずであったからである⁽³⁶⁾。

貧困をめぐる議論のなかでリカードウが追求していたのは、労働者の自立と自由で公正な労働市場の形成であったとみることができる。その際のリカードウの考え方の1つの特徴として指摘できるのは、労働者に対する救済を止めることではじめて労働者は自立の精神を身につけることができる、という見方であった。労働者を教育して自立の精神を身につけさせてから救貧法を廃止するのではなく、救貧法を廃止すれば自立せざるをえなくなり、それを実際に経験することにより学ぶのだという考え方である⁽³⁷⁾。「私は、人民は道徳的にも知識的にも向上した、したがって彼らはこういう避けることのできない不運に見舞われても、従来の例よりも無法に陥ることが少なくなっている、と考えたいのです」(R → T, 1816/7/15, VII, p.49, 訳 p.57) と述べており、確かにリカードウは、労働者階級がかなり進歩していることを認めていた。しかし下層の労働者は依然として自立の精神を身につける必要があると見ていた。そしてそのためには救貧法の廃止が不可欠であると考えたのである。

経済学の理論の前提とした市場社会はリカードウにとって完成して眼前にあるものではなく、まだ完成しなければならないものであった。現実には、救貧法、穀物法、地主階級が支配する議会とそれを支える選挙制度があり、貨幣・金融制度も未整備な状態にあった。そこでリカードウは、救貧法、穀物法の廃止を主張し、議会改革に取り組んだのである。

注：

- (1) イギリス（イングランド）の救貧法の歴史については、例えば小山（1962）、Nicholls（1904）、Webb（1927）等がある。
- (2) この点について渡会（1997）pp.3-4を参照。
- (3) 貯蓄銀行の歴史については、Horne(H.O.)(1947)が詳しい。貯蓄銀行の歴史については、この他に Lewins (William) の著作がある。
- (4) Paley, William (1743-1805): Carlisle の副監督 archdeacon。神学者、哲学者。1743年7月、ピーターボロー Peterborough に生まれる。父 William Paley は Yorkshire の Giggleswick 教区に小さな所領を所有していた。ケンブリッジのクライスツ・カレッジ出身。この父が校長をしていた Giggleswick grammar school で教育を受ける。1758年11月16日、Christ's College (Cambridge) の給費生となる。数学トライボス（卒業試験）で第1クラスの第1位（senior wrangler）の成績をとる。叙任を受け聖職者となり、後1766年6月24日同カレッジのフェローに選ばれる。「形而上学、道徳、ギリシャ語聖書」について講義し、カレッジの評価を高めた。彼の講義は人気があった。1776年結婚を機にカレッジを離れ、聖職者となる。1782年 Carlisle の副監督 archdeacon となる。講義をもとに *The Principles of Morals and Political Philosophy* を書き、1785年に出版する。同書は、ケンブリッジ大学で教科書として使われ、著者の生きている間に15版を出した。（DNB）
- (5) この点についてはHorne (T.A.) (1985) を参照。
- (6) Bentham (Jeremy) (1797a)。
- (7) ペンサムの救貧論については、Poynter (J.R.) (1969), Ch. IV, pp.117-144 が詳しい。この項の説明は基本的にこれによっている。ペンサム自身の著作で出版されたものとしては Bentham (Jeremy) (1797a), Bentham (Jeremy) (1797b) を参照。
- (8) チャドウィックの救貧思想については、例えば、Finer (S.E.) (1952) を、シーニアの救貧思想については、例えば、Bowley (Marian) (1967) を参照。
- (9) この項の内容について詳しくは渡会（1997）を参照。
- (10) Patricia James 編の版のページを指す。I はI, II 巻の第1巻を意味する。以下同様。マルサス『人口論』第2版以降については Patricia James 編の版を用いる。
- (11) これは第3版で追加された点である。ただし、労働者の政治への参加といっても、マルサスは普通選挙まで認めてはいない（II, p.135）。
- (12) マルサスの農業主義から農工併存主義への転換については、羽鳥（1991）、（1998）、渡会（1997）、横山（1998）を参照。
- (13) マルサスの一般的供給過剰の理論については渡会（1988）、（1993）を参照。
- (14) Whitbread, Samuel (1758-1815): 政治家。父の Samuel Whitbread は、Southill, Bedfordshire の非国教徒 nonconformist の家庭に生まれる。若い頃、ロンドンの醸造所の事務員になる。努力と幸

運によりその醸造所の所有者となる。財産を築いた後、Southill に所領を購入。トーリーを支持。息子の Samuel Whitbread は、1758年に Cardington, Bedfordshire に生まれる。Eton に学んだ後、Christ Church, Oxford に送られ、1780年に卒業する。その後、St. John's College, Cambridge に移り、1784年 B.A. をとり、ヨーロッパをめぐる旅行に出る。1786年5月に帰国し、その後3年間は醸造所の経営に専念する。1789年に結婚。1790年に Bedford からホイッグの下院議員として選出される。Fox の支持者となる。黒人解放、宗教的・市民的権利の拡張、国民教育制度の整備を支持。1795年の終わりに、不況で農業労働者の賃金が最低水準に落ち込んだとき、判事が四季裁判所で最低賃金と最高賃金を定めることを規定する法案を議会に提出したが、敗れる。1807年救貧法改正案を議会に提出する。(この法案は、結局、議会を通過しなかった。) その法案は、マルサス等により批判された。(DNB)

- (15) Sturges-Bourne, William (1769-1845): 政治家。1769年11月7日 Winchester で、Rev. John Sturges, D.D. の子として生まれる。Christ Church, Oxford に学ぶ。1790年6月26日 B.A., 1793年6月28日 M.A., 1831年6月15日 D.C.L. 1798年7月3日 Hastings から下院に出る。1817年下院救貧法特別委員会の委員長を務め、その報告に基づき、救貧法改正案を議会に提出し、1818年教区会法、1819年特別教区会法を成立させる。彼の意見は議会で高く評価されたという。(DNB)
- (16) Courtenay, Thomas Peregrine (1782-1841): 政治家、著作家。1782年5月31日、Exeter の監督 bishop, Henry Reginald Courtenay のもとに生まれる。1811年、Totnesから下院議員として議会にはいる。*Treatise on the Poor Laws*, 1818, *Letter to Lord Grenville on the Sinking Fund*, 1828 等を書く。(DNB)
- (17) 居住法 (Law of Settlement) については、大沢 (1986) が詳しい。
- (18) 教区会法と特別教区会法については、Nicholls (Sir George) (1904) II, pp.179-85および大沢 (1986), pp.44-6を参照。
- (19) スウィング・ライオットと呼ばれる暴動が、イングランド南東部を中心に起こったといわれる。スウィング・ライオットについては、Swing (Francis) (pseud.) (1830) および Hobsbawm (E.J.) & Rndé (G.) (1969) を参照。
- (20) スラッフア (P) 編の『リカード全集』Ricardo (David) (1951-55) の巻をローマ数字で示す。以下同様。
- (21) 救貧税の課税については、例えば、Poynter (J.R.) (1969) pp.17-20, Cannan (Edwin) (1912) を参照。
- (22) Trower, Hutches (1777-1833): 証券仲買人。1777年7月2日、クラブトン生まれ。地金論争に参加。リカードと経済学上の諸問題、特に貯蓄銀行について議論し、文通した。Godalming, Surrey に居宅を構えた。(Trower については、スラッフアの解説による。Ricardo, VI, pp.xxiii-xxiv, 訳 pp.xxxii-xxxiii.)
- (23) このことは、シュンペーターのいう「リカードの悪弊」(Ricardian Vice) の主張が妥当しないこ

とを意味する。Cf. Schumpeter (Joseph A.) (1954) pp.472-3. 佐藤有史 (1998) は Ricardian Vice という見方を強力に否定している。

- (24) Lancaster, Joseph (1778-1838): ランカスター教育システムの創始者。1778年に、Southwark, London に生まれる。父親は1兵士としてアメリカ戦争に従事し、後に小さな商店を経営した。両親は彼を非国教会の聖職者にしようと考えた。14才のとき、ジャマイカに行き、「貧しい黒人に神の言葉」を教えたいと考え、ブリストルに行き海軍志願兵となった。その後クウェイカー教徒となり、20才の時自宅で貧しい子供たちを教え始める。1801年には Borough Road に大きな部屋を借り、本格的に教育を始める。助手に支払う金がなかったので、上級生に下級生を教えさせるという方法を考案出した。生徒をグループに分け、各グループを monitor と呼ばれる生徒に教えさせるやり方である。彼の方法の特徴は、優秀な生徒を選び (monitor)、他の生徒を教えさせるところにある。彼の効率的教育方法は、国王や王室の人々の関心を引き、王室の後援を受けることになり、彼の教育方法を広めるためにつくられた協会は、Royal Lancasterian Society と称した。彼は貧しい人々の子供たちを教育することには情熱をもっていたが、金銭面でだらしなく、借金を作り、友人たちに返済してもらったりした。そのだらしなさから、結局は、自分がつくった協会から排除されることになった。その後新大陸に渡り、彼の教育方法をそこで実践する試みを行ったりしたが、イギリスに帰国する前に、ニュー・ヨークにおいて交通事故に遭い、亡くなる。(DNB)

リカードウは、Royal Lancasterian Society の後進である British and Foreign School Society の役員に名前を連ねている (Binns, 1908, p.73)。リカードウとランカスターの個人的関係については不明であるが、ランカスターがリカードウに借金の申し込みをした手紙が残っている (*Ricardo Papers*, Add 7510.VII.c.1)。

- (25) Binns (Henry Bryan) (1908), p.73.

- (26) Rose, George (1744-1818): 1744年6月17日、Lethnot, near Brechin に生まれる。母の兄弟の養子となり、Westminster School へ送られる。若いとき海軍に入り、西インド諸島 West Indies に行く。1762年海軍をやめる。Westminster の国庫省 exchequer の記録部の書記となるが、後に上院の記録整理委員会に呼ばれ、1772年に空席となった記録保存官となった。1777年ノース卿 Lord North は、彼を税務局長官 secretary to the board of taxes に任命した (年俸給 £900)。1782年ロッキングアム Rockingham 内閣の大蔵大臣キャヴェンディッシュ卿 Lord John Cavendish を助け、次のシェルバーン Shelburne 内閣のもとでは大蔵省次官 secretary to the Treasury に任命された。1784年の総選挙で、コーンウォール Cornwall のローンセストン Launceston から下院議員に選ばれる。1790年にはクライストチャーチ Christchurch から選出され、以後この議席を生涯保持した。ロウズはピットの友人で忠実な協力者となった。議会改革、奴隷制の廃止、アミアンの和約の調印に尽力した。穀物の自由貿易には反対したが、同時に関税は穀物生産者に適正な地代を支払い適正な利潤を与える程度にすべきことを主張した。財産税を支持し、貯蓄銀行の基礎の確立、友愛組合の財産の法的保護などに貢献した。(DNB)

- (27) Duncan, Henry, LL.D. (1774-1846): 貯蓄銀行の創始者。1774年, Lochrutton, Kirkcudbrightshire に生まれる。父は聖職者 minister。St. Andrews 大学で2学期間勉強した後, 商売に従事するため Liverpool に送られたが, 商売が性格に合わず, エディンバラとグラスゴウでスコットランド教会の聖職者となるための勉強をする。エディンバラでは Speculative Society に加わり, Francis Horner, Henry Brougham と知り合う。1798年, Ruthwell, Dumfriesshire で聖職者に叙せられ, 生涯そこで聖職者として過ごす。民衆のために積極的に活動したが, 彼をもっとも有名にしたのは, 貯蓄銀行の創立である。貯蓄銀行の普及に多大の努力をした。1823年 St. Andrews University より神学博士 (D.D.) の学位を受ける。(DNB)
- (28) ダンカン は, ボーン John Bone が貯蓄銀行の構想の「発明者」だとし, ボーンの手紙を人を介して見せてもらったという (Duncan, 1816, p.33n.) が, 日付が明らかでない。Rose (George) (1817) も Bone の構想に言及し, 「前進は全くなかったと思う」と述べている (p.54)。
- (29) Forbes, John Hay, Lord Medwyn (1776-1854): スコットランドの判事。1776年エディンバラに生まれる。Perth 州 county の副州長官, 治安判事長官などを務めた。監督派 episcopalian の熱心な信者で, スコットランド教会に貢献。(DNB)
- (30) Haygarth, John (1740-1827): 1740年に Yorkshire の Garsdale に生まれた。Sedbergh School と St. John's College, Cambridge で教育を受ける。1766年に M.B. をとり卒業。Chester で内科医 physician として開業し, 1767年から1798年まで, Chester Infirmary の内科医であった。その後 Bath に移り, そこで長年開業していたが, 1827年6月10日に亡くなった。彼は, ロンドンとエディンバラの王立学会 Royal Societies のフェローであった。彼は熱病の専門家として活躍した。(DNB)
- (31) Hume, Joseph (1777-1855): 政治家。1777年1月22日, Montrose, Forfarshire に, 船長の息子として生まれる。早くに父を亡くし, 1790年外科医の徒弟となる。3年後, Aberdeen, Edinburgh, London で医学を勉強する。翌年, 東インド会社の海軍の assistant surgeon となる。1797年に最初の航海に出る。その後同社の陸上勤務になり, 現地の言語や宗教を研究する。1807年£40,000をもってベンガルに帰り, 軍務から引退する。1808年イングランドに帰り, しばらく旅行や研究をして過ごす。1809年1月には, 王国全体を, 特に工業都市を中心にまわる。1810, 1811年には地中海とエジプトに旅行する。1812年には Weymouth から下院議員にでる。トーリー党を支持。Lancasterian schools system の中央委員会で積極的な役割を果たし, 貯蓄銀行に関するパンフレットを出した。インド問題にも関心をもち, 東インド会社の理事になろうとするが, 失敗。インドとの自由貿易を主張した。1818年に再び下院議員となり, 以後1841年を除いて生涯下院議員の席を保持した。金融財政問題に特に積極的に取り組んだ (DNB)。Westminster Saving Bank の最も活動的な manager の1人であった。J. ミルの友人で, ミルがリカードに紹介した (1814年) (Ricardo, VI, p.138&n, 訳 pp.160-1&n.)。
- (32) ローソンについては, 伝記情報は入手できなかった。その著作は, ゴールドスミス-クレス文庫のマイクロフィルムには, Lawson (Edward) (1818) が1点収録されているのみである。
- (33) この側面については, ヘイガースは確かに考えていた。Haygarth (John) (1816), pp.97-8 を参照。

(34) Rose (George) (1816), p.13 および Beaumont (John T.B.) (1816), p.23 を参照。

(35) Cf. Haygarth (John) (1816), pp.97-8.

(36) リカードウの賃金についての考え方については、渡会 (1982), (1983) を参照。

(37) Milgate (M) & Stimson (S) (1991) は議会改革に関して、労働者階級はすでに自立しているので選挙権が与えられるべきであるとリカードウが考えていたとする。ただし彼らはすべての労働者が自立しているとリカードウが見ていたとはしていない。

付録 1 ある貧民監督官の証言 (Haygarth, 1816, pp.42-44 より)

15年間 Walcot 教区 (Bath でもっとも大きな教区) の貧民監督官 overseer をつとめてきた Mr.Percival の証言。

質問 1 Walcot教区の受救貧民には、どのような手当が与えられますか。

答え 1 手当を受けた400家族の【週あたり】の手当の額と割合は以下のとおりです。

家族数	手当額 s. d.
9	6 0
25	5 0
35	4 0
6	3 6
86	3 0
141	2 6
69	2 0
29	1 6

質問 2 救貧院 poor-house に収容されている受救貧民の数はどれくらいですか、また彼らはどのような状態にありますか。

答え 2 平均して100人の男女、子供で、主に労働のできない高齢者と無能力者、そして親に棄てられた子供です。これ以外に、急病や事故などの緊急のケースでは一時的に収容されます。

質問 3 自分でそろえれば週 2 s. で足りるような家具のついた部屋を 4 s. あるいは 4 s.6d. で借りている家族はいますか、またいるとすればどのくらいの数いますか。

答え 3 非常に多くの家族が、週あたり 3 s. 6 d から 4 s. 6 d で家具付きの部屋を借りています。もし家具が自分のものであったとすれば、同じ部屋を週 2 s. か 3 s. で借りられたでしょう。

質問 4 仕立旅職人、靴職人、煉瓦職人、大工、箆かき、その他の職人で、病気や仕事のないときに備えて彼らが稼いだものの一部を蓄えているような人はいますか、またいるとすればどのくらいいますか。

答え 4 (彼らの) 大部分は友愛組合 benefit societies に加入しています。彼らは月あたり〇〇の金額を

会計係 treasurer に払い込んでいます。そして病気の時は、彼らはボックス（箱）から手当を受け取ります。しかし子供が3人か4人いる場合には、友愛組合に加えて教区が、わずかではあります。が手当を支給します。しかしもし仕事にあぶれた場合には、友愛組合は何も支給しません。その場合教区はより多くを支給します。共済組合に加入していない者で、病気や仕事のないときに備えて貯蓄する者は、もしいたとしても、きわめて少ない。その結果教区に依存せざるを得なくなります。そのような申請の数は、実に多いのです。

質問 5 友愛組合の加入者が死んだ場合、葬式費用と未亡人ためにお金が支払われます。このお金は家族が教区に依存しないですむようにするだけのものですか、その期間は何週間ですか。

答え 5 1 週間もつかどうかです。

上の実に興味深い事実は、バースでもっとも大きな教区の貧民監督官によって語られたものである。地域の状況によって多少異なるかもしれないが、基本的には同様な事実が、イングランドのすべての貧民監督官の証言によって確認されるであろう。(Haygarth, 1816, pp.42-44)

付録 2 救貧税の負担、イングランドおよびウェイルズ (1815年)

	人口千人当り		不動産価値£1 当り救貧税 D.	救貧税 額 £	人口 1811年 千人
ENGLAND	恒常的 受救者 人	友愛組合 加入者 人			
Bedford	51	53	52 1/4	68431	70
Be.rks	69.5	32	57	122352	120
Buckingham	65	53	55	108226	118
Cambridge	51	45	35 3/4	85395	101
Chester	38.5	94	33 3/4	142523	227
Cornwall	36	100	31 1/2	104708	221
Cumberland	34	72	22 1/2	60737	134
Derby	36	120	32 1/2	107872	186
Devon	54.5	134	36	256002	383
Dorset	72	48	39	92157	125
Durham	51.6	74	32 1/4	93068	165
Essex	62	78	50 1/2	282372	252
Gloucester	48	88	34 3/4	197887	286
Hereford	60.5	29.5	37 3/4	83019	94
Hertford	50	95	44 1/4	89285	111
Huntingdon	50	57.4	34	41307	42
Kent	59	46	59 1/2	451832	306
Lancaster	27.4	117	34 1/2	387665	828
Leicester	53	111	40 1/4	139833	150
Lincoln	34	71	26 1/4	226761	238
Middlesex	35	68	28 3/4	660099	84
Monmouth	37.4	131	30 3/4	39096	62
Norfolk	63.4	47	59	226828	292
Northampton	64	71	42 1/4	148049	141
Nothumberland	54	92	19	92453	183
Nottingham	35	115	39 1/2	112696	163
Oxford	64 3/4	50	52 3/4	120957	120
Rutland	44	80	34	18658	16
Salop	53	123	30 1/2	109501	185
Somerset	54 3/4	84	29 1/2	185033	303
Southampton	52	48	48 3/4	191195	
Stafford	40	139	34	138324	295

	人口千人当り				人口
	恒常的 受救者 人	友愛組合 加入者 人	不動産価値£1 当り救貧税 D.	救貧税 額 £	1811年 千人
Suffolk	60	57	52 3/4	207729	234
Surrey	44	79	42 1/4	222855	121
Sussex	83	25	83 1/4	260547	190
Warwick	58 3/4	114	40 1/4	136903	229
Westmoreland	50	32	23	27265	46
Wilts	72	81	46 3/4	153633	192
Worcester	45	82	35 1/4	88207	169
York				608121	
East Riding	36	61	26 1/2		133
North Riding	43	61	24		169
West Riding	36.5	119	43 1/2		684
England 平均・合計	50.6	78	38	6789642	
WALES					
Anlesea	34	10	33 1/4	10260	37
Brecon	39 1/3	132	33 1/4	18564	38
Cardigan	32.5	26	33 1/4	15757	50
Carmarthen	42	135	33 1/4	31446	77
Carnarvon	32	16	33 1/4	15496	50
Denbigh	48 1/3	73	33 1/4	35870	64
Flint	44	123	33 1/4	25303	46
Glamorgan	39.5	166	33 1/4	37813	85
Merioneth	69	1	33 1/4	14254	31
Montgomery	76	30.5	33 1/4	33428	52
Pembroke	50	24	33 1/4	26297	61
Radnor	53	37	33 1/4	14864	20
Wales平均・合計	46.6	64.5	33 1/4	279356	
England, Wales 全体の平均・合計	49.8	75	37 1/4	7068999	
Cities and Towns					
Bath	11.5				
Birmingham	38.2				
Bristol	24.5				
Cambridge	36				
Canterbury	39.5				
Chatham & Rochester	27				
Chester	12				
Colchester	60.4				
Coventry	25.4				
Derby	41				
Dover	41				
Durham	13.3				
Exeter	70				
Gloucester	74				
Greenwich	23				
Hastings	4.8				
Hereford	38.6				
Kingston on Hull	24.6				
Lancaster	20.7				
Leeds	34				
Lincoln	19.3				
Liverpool	32				
London & Westminster	14.9				
Manchester	15				
Newcastle on Tyne	40.3				
Norwich	43				
Nottingham	42				

	人口千人当り 恒常的 受救者 人	友愛組合 加入者 人	不動産価値£1 当り救貧税 D.	救貧税 額 £	人口 1811年 千人
Oxford	25				
Portsmouth	8.5				
Plymouth	13.6				
Sheffield	20				
Southwark	23.4				
Sunderland	38				
Worcester	32.4				
York	36.3				

出所：

Sheffield (John Baker Holroyd, 1st earl of, 1735-1821)

Remarks on the bill of the last Parliament for the amendment of the poor laws; with observations on their impolicy, abuses, and ruinous consequences; together with some suggestions for their melioration, and for the better management of the Poor. London, 1819.

APPENDIX, No.VII. Counties の表記はこの表に従った。

救貧税のデータは House of Commons (1817), p.173 の表よりとった。

人口については、1815年のデータが得られなかったので、Mitchell (B.R.) & Deane (Phyllis), *Abstract of British Historical Statistics*. Cambridge, 1971, p.20 より1811年のデータを参考のために入れた。

付録3 Leicestershire における受救貧民の内訳 (1815年?)

教区	住民数	受救者数	10才未満の 子供の数	10才以上の 子供の数	高齢者・ 無能力者数
Barrow on Soar	1143	492	139	32	32
Mountsorrell,N.	707	239	85	9	14
Mountsorrell,S.	671	176	185	32	16
Belgrave	645	136	71	17	23
Blaby	794	327	232	53	9
Courtesthorpe	623	372	137	22	20
Syston	1240	400	163	24	45
Sileby	1200	566	269	33	23
Quorndon	1237	336	275	44	37
Hathern	1160	333	116	31	14
Thurmaston	802	157	79	10	18

出所：

House of Commons (1817), p.184 の表より。時点が明示されていないが、1815年と推定される。

参考文献：

- Beaumont (John T. B.) (1816), *An essay on provident or parish banks, for the security and improvement of the savings of tradesmen, artificers, servants, &c. until required for their future wants, or advancement in life... To which is added, a detailed account of the plan, regulations, and routine of management of the Provident Bank in the Parish of St. Paul, Covent Garden.* London.
- Bentham (Jeremy) (1797a), *Observations on the Poor Bill, introduced by the Right Honourable William Pitt.* (Written, February, 1797, published in 1838 by Edwin Chadwick) In *The Works of Jeremy Bentham*, Vol. VIII, pp. 440-461, ed. by John Bowring in 1843. William Tait, Edinburgh.
- Bentham (Jeremy) (1797b), *Outline of a work entitled Pauper Management Improved*, in *The Works of Jeremy Bentham*, Vol. VIII, pp. 369-439, ed. by John Bowring in 1843. William Tait, Edinburgh.
- Binns (Henry Bryan) (1908), *A Century of Education being the centenary history of the British and Foreign School Society, 1808-1908.* London.
- Bowley (Marian) (1967), *Nassau Senior and Classical Economics.* Octagon Books, New York.
- Brundage (Anthony) (1978), *The Making of the New Poor Law: The Politics of Inquiry, Enactments, and Implementation 1832-1839.* Rutgers University Press, New Jersey.
- Burdett (Sir F., bart.) (1818), *Annals of banks for savings. Containing an account of their rise and progress, reports and essays on their national importance, their constitution...* London & Edinburgh, &c.
- Cannan (Edwin) (1912), *The History of Local Taxation in England in relation to the proper distribution of the burden of taxation.* 2nd ed. P. S. King & Son, London.
- Cowherd (Raymond G.) (1977), *Political Economists and the English Poor Laws: A Historical Study of the Influence of Classical Economics on the Formation of Social Welfare Policy.* Ohio University Press, Athens.
- Courtenay (T. P.) (1817), *Copy of a Letter to the Right Honourable William Sturges-Bourne, Chairman of the Select Committee of the House of Commons Appointed for the Consideration of the Poor Laws; from a Member of That Committee.* London.
- Curwen (J. C.) (1816), *The Speech of J. C. Curwen, Esq. M. P. in the House of Commons, on the 28th of May, 1816. On a Motion for a Committee for Taking into Consideration the State of the Poor Laws.* London.
- Curwen (J. C.) (1817a), *Speech of J. C. Curwen, Esq. M. P. in the House of Commons, on the 21st of*

- February 1817. *On a Motion for a Committee for Taking into Consideration the State of the Poor Laws*. London.
- Curwen (J.C.) (1817b), *Sketch of a Plan for Bettering the Conditions of the Labouring Classes of the Community, and for Equalizing, and Reducing the Amount of the Present Parochial Assessments. Submitted to the Committee Appointed by the House of Commons for Taking into the Laws Respecting the Poor into Consideration*. London.
- Dictionary of National Biography*. Ed. by Stephen (L) & Lee (s), London, 1908.
- Digby (Anne) (1986), 'Malthus and Reform of the English Poor Law', in Michael Turner (ed.), *Malthus and His Time*, Macmillan, pp.157-69.
- Duncan (Henry) (1815), *An essay on the nature and advantages of parish banks: together with a corrected copy of the rules and regulations of the parent institution in Ruthwell: and directions for conducting the details of business, forms shewing the method of keeping the accounts, &c.* 1st. ed., Edinburgh.
- Duncan (Henry) (1816), *An essay on the nature and advantages of parish banks, for savings of the industrious*. Second editon, greatly altered, and enlarged by an account of the rise and progress of the scheme; and remarks on the propriety of uniting these institutions with friendly societies, Together with an appendix, containing a copy of the rules of the Dumfries Parish Bank. Edinburgh, Dumfries, &c.
- Duncan (Henry) (1817), *A letter to John Forbes...containing an answer to some remarks and statements in his "Observations on banks for savings," and his "Letter to the editor of the Quarterly Review;" to which are added, some cursory remarks, relative to a proposed act of Parliament for the protection and encouragement of banks for savings, in Scotland*. Edinburgh.
- Dunkley (Peter) (1982), *The Crisis of the Old Poor Law in England 1795-1834: An Interpretative Essay*. Garland Publishing, Inc, New York & London.
- Finer, S.E. (1952), *The Life and Times of Sir Edwin Chadwick*. Methuen & Co. Ltd, London & Barne,s & Noble, Inc., New York.
- Forbes (John H., lord Medwyn) (1815), *A short account of the Edinburgh Savings Bank, containing directions for establishing similar banks, with the mode of keeping the accounts, and conducting the details of business*. 2nd ed. Edinburgh.
- Forbes (John H., lord Medwyn) (1816), *A short account of the Edinburgh Bank for Savings, containing directions for establishing similar banks, with the mode of keeping the accounts, and conducting the details of business*. 4th ed. Edinburgh, London, &c.
- Forbes (John H., lord Medwyn) (1817), *Observations on banks for savings; to which is prefixed*

- a letter to the editor of the *Quarterly Review*. Edinburgh.
- Gilbert (G.) (1980), 'Economic Growth and the Poor in Malthus 'Essay on Population,' *History of Political Economy*, Vol.12, Spring, pp.83-96.
- Hobsbawm (E.J.) & Rudé (George) (1969), *Captain Swing*. Lawrence and Wishart.
- 羽鳥卓也 (1991)「マルサスにおける農業主義と商工業主義 — 『人口論』後続諸版の改訂箇所を検討して — 」マルサス学会年報創刊号, pp.9-26.
- 羽鳥卓也 (1998)「マルサスにおける農工併存主義」熊本学園大学経済論集, 第4巻, 第3・4号, pp.27-47.
- Haygarth (John) (1814), *Account of a Proposal for a Provident Institution at Bath*. Society for Bettering the Condition of the Poor, Vol.VI, appendix XXII, pp.177-90.
- Haygarth (John) (1816), *An explanation of the principles and proceedings of the Provident Institution at Bath, for savings...To which are added, the depositor's book ...the by-laws... and the first year's report*. Bath.
- Henderson (John P.) (1984), 'Ricardo and the Provident Institutions,' *Research in the History of Economic Thought and Methodology*, vol.2, pp.65-76.
- Henderson (John P.) (1997), *The Life and Economics of David Ricardo*. Kluwer Academic Publishers, The Netherlands.
- Himmelfarb (Gertrude) (1984), *The Idea of Poverty: England in the Early Industrial Age*. Faber & Faber, London & Boston.
- Horne (H.Oliver) (1947), *A History of Savings Banks*. Oxford University Press.
- Horne (Thomas A.) (1985), "'The Poor Have a Claim Founded in the Law of Nature": William Paley and the Rights of the Poor,' *Journal of the History of Philosophy*, Vol.23, pp.51-70.
- House of Commons (1817), *The Report from the Select Committee of the House of Commons, on the Poor Laws*. London.
- House of Commons (1834), *Poor Law Commissioners' Report*. London.
- House of Lords (1817), *Report of the Lords Committees on the Poor Laws*. London.
- Hume (Joseph) (1816), *An account of the Provident Institution for Savings, established in the western part of the Metropolis; with observations upon different publications relating to such establishments; and some suggestions for rendering them general by the assistance of Government*. London.
- 小山路男 (1962)『イギリス救貧法史論』日本評論社。
- Lancaster (Joseph) (1809), *An account of the progress of Joseph Lancaster's plan for the education of poor children, and the training masters for country schools*. Southwark.
- Lawson (Edward) (1818), *A free inquiry into the nature of saving banks; pointing out their direct tendency to diminish the national wealth, and inefficacy in promoting morality among the*

- poor; with introductory remarks, on the causes of their distress. London.
- Lewins (William) (?), *A History of Banks for Savings in Great Britain and Ireland, including a full account on the origin and progress of Mr. Gladstone's financial measures for post office banks, government annuities, and government life insurance.* London.
- Malthus (Thomas Robert) (1798), *An Essay on the Principle of Population, as it affects the future improvement of society, with remarks on the speculations of Mr. Godwin, M. Condorcet, and other writers.* London. 永井義雄訳『人口論』中公文庫, 1973.
- Malthus (Thomas Robert) (ed. by Patricia James) (1989), *T.R. Malthus, An Essay on the Principle of Population; or A View of its past and present Effect on Human Happiness; With an Inquiry into our Prospects respecting the future Removal or Mitigation of the Evils which it occasions.* The version published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817 and 1826. vol.1, 2. Cambridge University Press.
- Malthus (Thomas Robert) (1807), *A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M.P. on his Proposed Bill for the Amendment of the Poor Laws.* (In *The Pamphlets of Thomas Robert Malthus, Reprints of Economic Classics*, Augustus M. Kelley Publishers, New York, 1970) .
- Malthus (Thomas Robert) (ed. by John Pullen) (1989), *T. R. Malthus, Principles of Political Economy.* Variorum Edition. Vol.1, 2. Cambridge University Press.
- Malthus (Thomas Robert) (1826), *An Essay on the Principle of Population; or, A View of its Past and Present Effects on Human Happiness, with an inquiry into our prospects representing the future removal or mitigation of the evils which it occasions.* 6th edition. (Reprinted, London, 1888) 大淵寛・森岡仁・吉田忠雄・水野朝夫訳『マルサス人口の原理 [第6版]』南亮三郎監修人口論名著選集1, 中央大学出版部, 1985.
- 南亮三郎 (1966) 『マルサス評伝』千倉書房.
- Mitchell (B.R.) & Deane (Phyllis) (1971), *Abstract of British Historical Statistics.* Cambridge University Press.
- Nicholls (Sir George) (1904), *A History of English Poor Law in Connection with the State of the Country and the Condition of the People.* Ed. by H.G. Willink. 3 vols. London.
- 大沢真理 (1986) 『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家——』東京大学出版会.
- Paley (William) (1787), *The Principles of Moral and Political Philosophy.* 2 vols. London.
- Poynter (J.R.) (1969), *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief, 1795-1834.* Routledge & Kegan Paul, London.
- Pratt (John Tidd) (1830), *The History of Savings Banks in England, Wales, and Ireland ...* London.
- Ricardo (David) (1951-55), *The Works and Correspondence of David Ricardo.* Ed. by Sraffa (P),

- with collaboration of Dobb (M) . 10 vols. Cambridge University Press. 邦訳『リカード全集』雄松堂書店, 1969-1978年。
- Ricardo (David), *Ricardo Papers*. Cambridge University Library.
- Rose (George) (1817), *Observations on banks of savings*. The fourth edition, with alterations and additions, in consequence of the Act which was passed in the last session of Parliament to encourage those establishments. London.
- 佐藤有史 (1999), 『現金支払再開の政治学 — リカードの地金支払案および国立銀行設立案の再考 —』一橋大学社会科学古典資料センター, スタディー・シリーズ No.41。
- Schumpeter (Joseph A.) (1954), *History of Economic Analysis*. Ed. by Elizabeth Boody Schumpeter. London, Allen and Unwin (Publishers) Ltd. (Reprinted by Routledge in 1994, with a new introduction by Mark Perlman. 東畑精一訳『経済分析の歴史』岩波書店, 1955-1962年。
- Senior (Nassau William) (1834), *Outline of the Poor Law Amendment Act*. London.
- Sheffield (John Baker Holroyd, 1st earl of) (1819), *Remarks on the bill of the last Parliament for the amendment of the poor laws; with observations on their impolicy, abuses, and ruinous consequences; together with some suggestions for their melioration, and for the better management of the poor*. London.
- Smart (William) (1910), *Economic Annals of the Nineteenth Century 1801-1820*. vols. 1,2, Glasgow (Reprinted by Augustus M.Kelley, New York, 1964).
- Southey (Robert) (1814), 'On Improving the Condition of the Poor,' *Quarterly Review*, Oct., 1814, Vol.XII, No.XXIII, pp.146-59.
- Swing (Francis) (pseud.) (1830), *The life and history of the Kent rick-burner*. Written by himself. London. (Probably written and published by Richard Carlile)
- 渡会勝義 (1982), 「リカードの基本モデルにおける利潤率の低下傾向と賃金率」明治学院大学『経済研究』第65号, pp.55-108.
- 渡会勝義 (1983), 「リカードの基本モデルについて」明治学院大学『経済研究』第67号, pp.1-69.
- 渡会勝義 (1988), 「マルサスの「一般的供給過剰」の理論」明治学院大学『経済研究』第81号, pp.39-115.
- 渡会勝義 (1993), 「マルサスの経済理論 — 一般的供給過剰の理論を中心として —」平井俊顕・深貝保則編『市場社会の検証』ミネルヴァ書房, pp.111-141.
- 渡会勝義 (1997), 『マルサスの経済思想における貧困問題』一橋大学社会科学古典資料センター, スタディー・シリーズ No.38。
- 渡会勝義 (1998), 「マルサス『人口論』の救貧法への影響 — 1817年下院救貧法特別委員会報告を中心に —」『マルサス学会年報』第8号, pp.13-35.
- Webb (S. and B.) (1927), *English Poor Law History: Part I, The Old Poor Law*. 2vols. Longmans,

Green & Co., London.

Whitbread (samuel) (1807), *Substance of a speech on the poor Laws: delivered in the House of Commons on Thursday, February 19, 1807.* London.

横山照樹 (1998), 『初期マルサス経済学の研究』有斐閣。

(わたらい かつよし 一橋大学社会科学古典資料センター教授)

* 本稿は1999年度科学研究費基盤研究C(2)課題番号10630004による研究成果の一部である。

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 45*

発行所 東京都国立市中 2 - 1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2000年 3 月31 日

印刷所 岐阜市三輪プリントピア 3

株式会社コムラ
